

平成26年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年3月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年3月10日 午前9時1分宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	岩本 敏彦
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年3月佐川町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年 3月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これから日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、御質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1点目に、地方公会計制度の取り組みについて、お伺いをいたします。この御質問につきましては、23年の3月定例会におきまして、一度お伺いをさせていただいておりますので、この公会計制度改革、今、国が行っております詳しい背景等については省かせていただきたいと思いますが、少しだけお話をすれば、自治体の財務会計、いわゆる公会計は、住民に説明責任を果たして、効果的な行財政運営を行う重要な役割を担っております。近年、整備されてきました公会計のルールにつきまして、統一化を視野におさめた取り組みも、今、総務省のほうで、いよいよ本格的になってきておるところでございます。

また、この新地方公会計制度研究会の報告書が2006年5月に提出され、それを受けた形で、総務省が全ての地方自治体に対し、国に準拠した財務諸表の作成を求める方針を固め、財務書類4表、いわゆる財務4表といわれるものですが、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、この4つを整備するよう、人口3万人以上の都市と都道府県には3年以内、本町のような人口3万人未満の市町村には3年程度を準備期間として、この4表の整備ないしは作成に必要な情報の提示、開示を求めています。そして、財務書類作成で準拠すべき基準として、この新公会計制度として、総務省方式の改訂モデル、そして基準モデル、この2方式を合わせて提案をしておりました。

前回、質問をさせていただいた折の答弁では、当面、総務省の改訂モデルで財務書類4表を作成し、いずれ基準モデルへ進展したい、

考えているという、そういう状況だったと思います。その折に、私のほうから、東京都のモデルの導入の検討もお願いをしたところでございます。

この東京都は、東京都方式を導入する検討する自治体に、無償でシステムを提供するというこのことでもございました。その折に、東京都より資料を取り寄せて問い合わせを行い、本町に、手幅にかなうと判断ができれば取り組んでいきたい、そう考えているので検討したいという答弁をいただいておりますが、その後、どういった結果になったのかお答えをいただいておりますが、そこでまず、現在、今、本町の公会計制度はどの方式を採用しておられるのか、まず、お聞かせをいただきたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。先ほどの松浦議員の御質問にお答え申し上げます。松浦議員もおっしゃっていましたように、新公会計制度の整備につきましては、総務省が平成19年10月に、人口3万人未満の市町村については、平成22年度決算までに、財務4表の整備そして開示を行うよう通知がありました。

それで、本町においての現段階での進行具合なんですけど、平成20年度、21年度決算につきましては、総務省の改訂モデルで作成をいたしまして公表いたしました。その後、当町の現存する全ての固定資産につきまして洗い出し、評価を実施いたしまして、資産台帳を作成することによりまして、22年度決算からは基準モデルでの財務4表作成ということができるようになっております。なお、この基準モデルの導入を進めるに当たってはですね、検討委員会というような形はとってはおりませんが、改訂モデルよりも導入初年度の作業は大変ではありますが、会計データの精度が高いということで担当のほうで判断した次第でございます。

それから、東京都方式の導入についてということで、平成23年3月議会で、私のほうから松浦議員の御提案に対しまして、資料を取り寄せて検討するという形で申し上げます。実際、資料の取り寄せには至っておりませんが、各種、インターネットを含めまして資料等を取り寄せ、それからあと、たまたまではありますが、東京都のモデルに、直接かかわった方ではないですが、かなり内情に詳しい方にもお話を伺うことができまして、という段階であります。現状は、以上ということでございます。

6 番（松浦隆起君）

東京都方式については、るる関係する近い人の話を聞いたということですが、資料を直接取り寄せてないということですので、本気で検討はしてないのではないかなあという感じを受けるところです。

それで、今、基準モデルというお答えをいただきました。若干、どういう、検討するには委員会等を設置してないというお話でしたけども、改めて、その過程をお示しをいただければというに思いますが、例えば、東京都方式を導入しました東京都の町田市、ここでは、新公会計制度導入検討委員会というものを設置をしまして、どういった方式で行うのか検討を重ね、最終的に東京都を入れてますが、それありきではなくて総務省の改訂モデル、それから基準モデル、東京都モデル、その3つを比較検討をして、中間報告等を行いながら、最終決定を行って、その報告もきちっとされております。

また、同じく東京都方式を導入しました江戸川区においても、同じような検討委員会を設置をしております。ほかの、全国いくつか、この公会計制度、新たな方法を取り入れている自治体は、少なからずこういった委員会をしっかりと立ち上げております。

今お聞きしましたように、本町は、そういうことがなかったかのお話でしたが、きちんと町民の方、またそういう情報提供もすべきではないかというふうに思っております。この点について、再度、最終的にどういう判断でその基準モデルになったのか、お答えをいただければと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、ちょっと、先ほど私、答弁で、内容に詳しい方からお話を聞いたということですが、そのちょっと内容について一旦ちょっと触れますと、東京都方式は、日々職員が作業の中です、取引等を直接的にリアルタイムで仕訳をしていくと、いわゆるそういう作業が非常に、なかなか大変な作業になっているということがあります。それから、半分は、確かに自動で仕訳をしていくと、日々発生主義へ転換していくということにはなっているようですが、ただし、半分は、職員が手作業でやっているという状況のようです。

というのはですね、その内容によって、例えば工事請負費とか委託料の場合は、それがその中身の中で、資本的支出とそれから収益

的支出に仕訳をしていくときに、なかなか人間でなければ判断できない部分があるということもありまして、全てが自動で行われるわけではなくて、ほぼ半分がそういう形で行われると。ということは、やはり人が行いますんで、結構ミスが生じているということもございます。もちろん東京都のような巨大な自治体ですんで、人数も非常に多い。当然その面で、相対的にはそういう部分も増えてくるだろうとは思いますが、そういうことで、いわゆる決算の段階の作業のときに、公認会計士も6人ほど雇って、いわゆるその修正作業を行っているとか、そういうことをいろいろお聞きしました。

それからあと、導入費用が、これはもちろん東京都ですんで、相対的には当然費用も大きくなるだろうとは思いますが、20数億くらいかかっているということもお聞きしました。

それからもう1点ですね、いわゆる県内の状況なんですけど、これは昨年の9月の県議会でしたか、県議会だよりでちょっと見ましたが、高知県の会計制度をいち早く複式簿記、発生主義にすべきであると思うが、所見を聞くというような質問がありまして、これに対して知事がですね、複式簿記、発生主義に基づく会計制度は、メリットがある一方で、現行の財務システムの改修などに経営負担が生じ、専門人員の確保等の実務上の課題もあると、云々で、現段階ではちょっと難しいというようなお答えをされてるようです。

現在、問い合わせで見ると、高知県は改訂モデルを採用して行っているようです。それからあとその他、県下の自治体の状況を見ますと、大体、約3分の1ぐらいが基準モデルですが、その他は、ほとんどが改訂モデルということで、まだちょっと県内の状況はですね、そんなに進んでいる状況ではないと。その意味で、佐川町は、むしろ県内では進んでいる、ま、進んでいるとまでは申しませんが、そういう状況ではないかというに思っております。

そういう観点からですね、東京都方式を導入するという考えは、今現在持っておりません。持っていないために、それを研究するための検討会等のもので、開催については、現段階では考えておりません。

6番（松浦隆起君）

お聞きしたことに全然答えなくて、お聞きしてないことは今、答弁がありましたけど、基準モデルを決定した理由、またその過程、それを改めてお教えくださいというにお聞きしました。

総務課長（岡林護君）

基準モデルを採用した理由につきましては、一番最初の冒頭の答弁で申し上げましたけど、いわゆる改訂モデルよりも導入、初年度の作業は、確かに大変ではありますけど、会計データの精度が高いということ、担当の段階で判断したということでございます。

それが、基準モデルを導入した、経過というほどのことではありませんけど、そういうことでございます。

6 番（松浦隆起君）

しっかりと委員会等を立ち上げて検討をせずに決めてですね、その東京都方式、今のお話を聞くと、やらない理由ばかり探しているように、少し聞こえます。これ以上言いませんけども、先ほど申し上げましたところのように、しっかりと委員会を立ち上げて、全庁的に検討をして、その上で得た結果であれば、先ほどの答弁でもいいですけども、直接お話もお聞きもしてない、そういった中で、本当に、例えば、じゃあそれを本町に導入した場合、改訂モデルを入れた場合いくらかかる、基準モデルはいくら、東京いくらかと、そういう比較検討されずにですね、今のようなアバウトな話だけで検討したと言われても、少し腑に落ちないものがございます。

先ほども申し上げましたように、今、そういう形で入れている自治体では、しっかりとその委員会では、本町でいう課長クラスを全員入れて、各部署の責任者もその委員になってですね、全庁的に検討をしております。この会計制度の変更というのは、単に、この会計の変更をするということではなくて、その自治体経営をいかに健全なものにしていくか、そして無駄なく行政サービスを行うために、非常に重要なものがございます。

そういった意味から言っても、本来は、ある一定程度時間をかけて、しっかりと委員会等で検討を行うものであって、その報告も、しっかり行っていただかなければならないというふうに思いますので、今後はそういった視点で、ぜひ取り組んでいただければと思います。

その中で、今、基準モデルにおいて行われているということですが、この財務4表を、この基準モデルで今つくられていると思いますが、公表は、今現在されておりますでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。実は、平成 23 年度の分なんですけど、そ

れの財務4表がつい先ほど、ほぼ2、3日前ぐらいでしたか、にでき上がりまして、それについての今後公表していきたいと。

それから、今後についてはですね、こういうに、ちょっと年度がずれておりますのは、この導入の過程において、多少作業が遅れていたと、手間取ったということもありまして、こういう形にはなっておりますが、今後においてはですね、例えば本年度であれば、例えばことしの8月とか9月ごろというに、平成25年度の財務4表を住民の方々に公表できるような形に、今後は持っていけると思っております。

現在の段階では、平成23年度が、つい最近できて、今後これから公表していくということになるかと思えます。

6番（松浦隆起君）

今現在は、だから公表されていないということですよ。公表されていないということですね。これからやるということではなくて、今まで公表がされていないと。23年度に21年度の分を公表はされていたと思えますが。

先ほどもお話がありましたが、平成19年の10月に総務省から通知があって、この財務4表の整備と情報の開示に取り組むことというにされております。で、住民等にわかりやすい公表に留意すべきこととされておりますので、ホームページ等でしっかりと、これは公表をしていくと。本来は今までも公表していなければならない、ということでもあります。

で、今、国も自治体も取り組んでいるこの公会計制度の改革の大きな目的の1つは、財政の見える化、町民の皆さんに、自分たちの税金が、どう使われているのか、収入そして支出、それ等がしっかりと見えるようにする、そういった意味からも、しっかりと今後は、公表をしていただきたいというふうに思います。

次に自治体の運用方法についてお聞きをしたいと思います。先ほどもチラッとお話の中で出ておりましたが、改めてお聞きをいたしますが、基準モデルの方式は、いわゆる複式簿記に準じているものであります。ですから、今までの会計方式と違いまして、複式仕訳という作業が必要になってまいります。そこで、お伺いをいたしますが、この仕訳作業は発生の都度行う、いわゆる日々仕訳を行っておられるのか、期末に一括して行っておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

また、一括して仕訳をしておられる場合、いつごろその作業を行われておられるのか、またあわせて、この公会計の方式には必要不可欠な固定資産台帳、その整備の進捗状況もお聞かせをいただければと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。本町の場合は、基準モデルの一括方式でやっておりますが、作業としましてはですね、やはり出納閉鎖を終えてですね、決算をまとめる段階の作業の過程においてやるということになりますので、結局、具体的には、5月末で出納閉鎖が終わりますので、6、7が基本的な作業の時期になろうかと。まあ6、7、8月ぐらいになろうかと思えます。

固定資産台帳ですが、これについてはですね、全ての資産の洗い出し等については、終わっております。以上です。

6番（松浦隆起君）

5月の出納閉鎖が終わって6、7、8ということでしたが、先ほど財務4表の話が、チラッと出てましたが、今までもその6、7、8でやられてましたか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今まではやっておりません。というのは、先ほども、つい最近、平成23年度の分ができ上がったと、当然23年度ですんで、大分前の分ですんで、それが遅れた形で今仕上がってきてますんで、ただ、これからについてはですね、当然、先ほど申し上げた期間に作業を行っていくということになろうかと思えます。

6番（松浦隆起君）

これは想像ですけども、今までのことではなくて、今、課長はこれからの方法を、よく答弁されているように思いますが、質問があるのでちょっと方針転換をされているのかどうかわかりませんが、これからこうします、じゃなくて現状を、私のほうはお聞きをしますので、今まではそうではなかったということだと思えます。今、お聞きをしますと、その財務4表は、この25年度末に23年度分ができにくるということですけども、そうなるそうですね、今まで、今年だけじゃなくて22年度、21年度もそうですが、その財務4表ができ上がってきて、実際に、どのタイミングで分析をされて、今、直近で分析されてる年度は何年度かわかれば、お答えいただきたい

と思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今までは、まだ導入の段階でしたんで、いろいろ作業が遅れているということですので、今までについてはですね、平成 23 年度分については、これからですね、分析をして、それから公表をしていくという作業になろうかと思っています。

6 番（松浦隆起君）

聞いていることになかなか答えてくれてないんですけども。今、直近で分析されてるのは何年度ですかいうにお聞きしたんですが、それについてはもう構いませんが、今、25 年度末に 23 年度がようやく上がってくるということで、少し、そしたら別の観点からお聞きをしますが、この公会計方式に変更するには、当然先ほど、チラッと東京都方式のときにも出てましたが、システムの改修、また固定資産の台帳の整備、そういったものの費用がかかっていると思いますが、この公会計方式、新たな方式に変更するために、大体総額でいくら金額がかかっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今までですね、平成 22 年度に公会計整備の準備事業の委託料ということで、22 年度は 300 万。それから 23 年度は、同じく委託ですが、189 万。それから 25 年度にですね、これは公会計システムの財務処理の作成という形でのものですが、168 万円。それから 25 年度はそうです。あとなお、まだこれは執行もしておりませんし、まだ議会で議決もいただいておりませんが、平成 26 年度分については 129 万 6,000 円を計上いたしております。

現在のところ、22 年度、23 年度、25 年度で、総計 657 万円を負担したということでございます。

6 番（松浦隆起君）

固定資産台帳の整備もこれ、入ってるんですよ。先ほど、財務書類ができ上がるのにどれだけかかるかということで、23 年度分がようやく上がってくると。その計算でいくと、この 25 年度分は 27 年度ごろかなというふうに思っておりましたが、先ほどのお話では、6、7、8 で、決算のタイミングでというお話でした。

例えば、今であれば、25 年度ですから、2 年たってるわけですね、23 年度から言えば。それを今からですね、分析を、例えばしたとしても、事業自体も終了しておりますでしょうし、担当者の方も、も

う異動してるということで、結果だけ見れば、この財務書類の4表をつくるのが目的になってたというふうに言えるのではないかなあと思います。

本来は、この財務書類から得た情報を、どう行財政運営に生かしていけるのかという点が、この公会計制度の改革で一番大きな点だと思います。また、執行部の方とお話しする中で、よく費用対効果という話がでます。例えば、何か要望させていただいた折にも、なかなか取り組むのが難しい。そういう理由として一つ、費用対効果という言葉が出ることもあります。ある意味、これはお預かりした大事な税金をもとに行政サービスが行われているわけで、大事な点でもあると思いますが、先ほどお聞きをしました、今の会計方式に変更するために、今までで約660万ぐらい、657万でしたかね、というふうに言われました。相当費用がかかっているというふうに思います。

で、今の話に当てはめてですね、本町で行われているこの今の公会計の方法が、果たしてそしたらこの660万弱の費用に見合った効果が、今までですよ、また将来の話をされても困りますので、効果が得られているのかどうか、この点について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。費用対効果についてはですね、その判断というのは、難しい部分もあろうかと思いますが、確かに遅れているという面はありますが、それを差し引いてもですね、でき上がったものについては、私は、この投資したお金は十分、投資した分は、効果が上がっているというふうに捉えております。

6番（松浦隆起君）

以前も申し上げましたが、この東京都方式、先ほど、るる課長からもありましたが、この自治体では、この財務書類というのは、出納整理期間を約2カ月後の8月ごろ、決算と同じタイミングで公表することができる。そのときに、これは非常に参考になるというふうに、総務課長も、確か答弁されておりました。ただまあ、そのいろいろな理由で、東京都方式は余り検討されていないようですけれども。あとで少し触れますけども、そういった自治体でも当然、システムの改修費に費用がかかっています。同じように予算を使ってですね、片方は約2カ月後ぐらいに出る。かたや本町は、現状で

は2年後になっていると。費用対効果の面からみて、これは一つ大きな課題ではないかなあというふうに思います。国からの指針に沿った財務書類を作成できていると、いわゆる成果品という意味では、それは一つの成果が得られているというふうに言えるかもわかりませんが、しかしそれは、効果ではないのではないかなあ。先ほど言いましたように、今23年度のを、今から分析を行ってですね、全くとは言いませんが、余り生かされることは少ないのではないかとこのように思います。

私も何度かお話しをしましたが、民間で会社員をしてた折に、いわゆるその会社の営業成績の報告書や、また試算表、貸借対照表、また損益計算書、そういうものをつくる部署に長年おりました。その仕事の中で大事なことというのは、1つは正確なこと。もう1つは、1日でも早く帳票を仕上げることです。それによって、いわゆるその会社の資金繰りでありましてか販売戦略、経費の見直し、そういうものを行うと。つまり、例えば民間の会社であれば、その数値情報の鮮度というものが非常に重要になってまいります。

ここでもう一度、なぜ複式簿記にする本当のですね、本来の複式簿記にする必要があるかという点について、ちょっとお話をすれば、本町で今まで行われていたのは、いわゆる大福帳と。明治時代のその方式でありました。これは、単純に、お金の出入りを記録をする単式簿記でありまして、実際に現金がやりとりがあったときに計上する現金主義に基づいておりまして、簡単に言えば、家計簿のもので、入りと出があると。この手法では、例えば、お金の出入りをチェックするだけでは、年度をまたいで蓄積された資産や負債の把握がしにくいという点があります。

この盲点について、非常に負債が広がり破綻したのが、あの夕張でございます。で、単式簿記は、その取引の結果だけを、現金の増減として把握をします。これに対して複式簿記は、この結果だけではなくて、どういうことで、その取引が出たのかという原因を記録をする、この原因と結果を2つから、2つの視点から行うので、いわゆる複式と言われております。

前回の質問の折にも例として挙げましたが、例えば、7月に建物が、何かのものが完成をする。で、年度末の3月に、その代金1億円を、例えば業者に支払ったとしますと、現金主義では、その3月に1億円を支払った時点で、その伝票が発生するわけですね。

一方、発生主義では、まず7月に、1億円の建物を業者から受け取ったその事実が記録をされ、代金はその時点では未払い金ということで記入をされます。で、3月に代金を支払った時点でその未払い金が帳簿上消えるということです。

さらに現金の出入りを伴わない経済的な事実、減価償却、退職金、将来予測されるそういったものの引当金というものが記録をされていきます。

また、単式簿記では、収入も借り入れも、収益も借り入れも収入ということで扱われますけども、この複式簿記は、借り入れは負債に計上されます。お金の動きだけではなくて、資産や経費も把握できると。発生主義は、実際に現金のやりとりがなくても、取引が確定をした時点で、会計処理を行うと。現状をリアルタイムで把握できると。まさに、このリアルタイムという点が非常に大事な点でありまして、その意味から言っても、今、本町が行っております一括して仕訳作業を行うと、後でもちょっと触れたいと思いますが、それは本来の複式簿記、民間の企業等が行っている本来の複式簿記の方法を取り入れて得られるであろう情報、その発生した時点で、それが得られない、複式簿記の利点を生かしていないのではないかというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、さまざまな点から見ても、日々仕訳を行うことが、私は、行財政改革につながると思いますし、例えば、日々が無理であれば、月締めで行うと。先ほど東京都の話が出て、毎日行うのは大変である、また手作業が発生する、この仕訳作業を行うのに手作業が発生するのは当然でありまして、それは多くの企業がやっております。それを、できない理由には、ちょっとしないだけでいただけないかなあと。

前回質問した折に、前町長は、大きな東京都がやられているようなことを、なかなかこの小さい佐川町ではできないというような答弁、先ほど総務課長も、チラッとそういうニュアンスありましたが、この会計の方式については、規模が大きい、小さいは、余り関係がない、システムの話ですから。ただ、逆に言えば、大きな自治体であれば、本町よりもさらに事務処理、伝票等が多いはずで、それを行えているということは、本町で、これは職員の数の、人数のことも関係はしてくると思いますけども。それでやらない理由にするのではなくて、できれば、やれるような方向で考えていただければ

と思いますが。ちょっと話をもとに戻しまして、その仕訳について、日々仕訳、せめて月仕訳にできないか、再度、ちょっとお答えをいただければと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。基準モデルもですね、先ほど私が言いましたように、当町が採用している一括のやり方だけではなくて、実は日々に、リアルタイムで発生主義へ転換していくと、仕訳していくということもできるシステムではあります。ただ、そういうシステムにするためには、当然それなりのシステムの改修費とかですね、そういうものも伴ってくるというに思います。

確かに、おっしゃるようになりますね、こういうものは、正確性とか迅速性とかいうものが経費の見直し等につながってくるものだと思いますし、リアルタイムの利点というのがあるかと思います。

ただ、うちの人員の問題、それから、いわゆるそれと、やっぱり経費負担の問題等を考えますとですね、現段階では、例えば、1カ月ごとにやるにしても、それなりのやっぱり作業的な負担が生じてくるわけですから、現段階では難しいかなというに考えております。

6 番（松浦隆起君）

私がやってたような民間の仕事と、この自治体の行政の事務は、当然違う部分もありますから、当てはめてお話しするのは正しいかどうかわかりません。が、私のレベルでの経験ですから、たいしたことないですけど、日々、仕訳をして入力をしていったほうが、仕事としてははかどりますし、また負担は減ります。

まとめて行うというのは、システム上、どういうにされてるかわかりませんが、今の単式簿記方式で入力したものをまとめたものをシステム上、変換するような形にされてるのかもわかりませんが、普通で考えれば、例えば毎日何百枚も、伝票が各部署で発生するとは考えられません。で、それを各担当で日々やっていくことが、そんなに負担になるのかなというのが、ちょっと率直な疑問なんですけども。

先ほども申し上げましたように、いわゆる本来の東京都方式みたいな複式簿記、基準モデルでも、日々仕訳をしているところ、そういうところは、早く仕訳が、財務諸表も出ることが、出すことができますので、基準モデルでも先ほど言われましたように、日々仕訳、総務省が言われているのは、日々仕訳と一括仕訳ができる、本来は、

日々仕訳であるけれども、それは各自治体の状況に合わせて検討していただいてもかまいませんということだと思います。一括仕訳ありきではなくて、その日々仕訳もできるという考え方ではなくて、国の出されているのは、どちらかというところ、一括してもかまいませんよという、逆なんだというふうに思います。

この、先ほども言いましたが、やっぱり財務書類をつくるのが目的ではなくて、健全な財政運営、そして無駄ない行政サービス、それを行うことが必要になっております。少しこれは言い過ぎかも知れませんが、今の仕訳の仕方、この基準モデルの公会計処理で、ほんとに、今、現状です、現場の方、職員の方が実感として、今までの行財政運営において、今までの会計と余り変わりがないと。何かよくなっているのかなあという感じをされているのではないかなと、これは私の想像なので間違ってるかも知れませんが、そんな感じをします。

これは語弊がある言い方になるかも知れませんが、公会計制度改革をすることによって、単なる事務の方法を変えるということではなくて、その公会計の方法を変えることによって、自分たちの自治体の財政を再建をしたい、また、健全な財政状態を維持をしたり、よりよくしたい、それによって行政サービスをしっかりと行っていききたいと。もう本気で考えてる自治体は、どうすれば、今よりもよくなるのか、そういうことを真剣に考えて検討して、取り組んでおられます。

先月、2月に行われましたある地方公会計の勉強会のお話を聞かせていただきました。その勉強会には、東京都方式を導入した町田市、それから江戸川区の担当職員の方、また総務省の自治財政局の財政調査課の方、それから、日本公認会計士協会の公会計担当の研究員の方も、出席をされておりました、大変参考になる勉強会でありました。

特にその中で、町田市の取り組みを少し、ちょっとお話をしますと、東京都方式を導入している町田市の、この新公会計制度のコンセプトは、個別の組織、事業のマネジメントに活用することを主眼としていると。担当の方のお話では、今までの官庁会計では、限定された事業費しか把握できないために、事業のための資産、そういったストックも把握ができない。また、事業の成果に対するコストがわからないために、事業の効率性、有効性の判断ができないとい

うことをございました。

そのため、町田市では、新しい公会計制度の構築に当たって、日々仕訳作業を行うことによって、事業別財務諸表の作成に取り組んでおります。

この事業別財務諸表のペーパーも見せていただきましたが、各事業ごとにかかった予算、それから経費、で、どういった効果があるかということ、一枚ずつのペーパーでありました。先ほども申し上げましたが、よく事業の費用対効果というお話が出ますが、この町田市の方のお話では、こういう町田市が行っているこういう方法、会計方法で行わないと、本当の意味での事業別の経費や効果を見ることはできないのではないかとということでありました。この町田市のコンセプトの最たるものは、管理会計として、意思決定の判断材料ツールとして活用できるものを、ということでした。

前段、私が長々と、るる申し上げましたが、まさにこの公会計制度を変えていく目的は、国から指針が来ているからとか、そういうことではなくて、どうすれば、我が町がよくなるのか、その視点で取り組むべきものだというふうに思います。

堀見町長が、公約の中で言われております、チームの進む方向性を明確にした自治体経営、それを着実に進めるためにも、町田市のコンセプトどおり、町長の意思決定の判断材料のツールになり得る財務書類でなければならないと思います。経営感覚を持って佐川町を変えていこうと取り組んでおられる町長には、より詳しく、そしてリアルタイムな財務諸表というのは、町長も訴えておられます、そういった経営判断をうながし、予算編成に、そして行革に役立っていくのではないかと思います。

原因、そして結果分析を行って、予算編成に生かしていく、そして、時代の先を読んで危機を未然に防止する、町民福祉の向上のためにも、時代の先手先手を打っていくという視点が非常に大事になります。その意味からも、再度になりますが、まず、この現状の基準モデルにおいて、できるだけ、日々に仕訳を行うように取り組んでいただけないかなあと。再度、しっかりと、全町で意見を聞いていただいて、この基準モデルで、日々仕訳で行っていただければ、東京都を準ずる方式ですから、あえて東京都の方式を導入しなくてもいいですけども、再度、単に感覚だけではなくて、もう一度どの方法がいいのか、検討していただいて、当然、システムの更新等の

タイミングもあると思いますから、その時点で新たな方法に変えられないかどうか、それから、先ほど言いました日々仕訳、月々仕訳も、全体として、全庁的に検討していただいて、もう一度お考えをいただければなというふうに思いますが、この点について、お答えをお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、大変貴重な御意見、丁寧な説明もありました。本当にありがとうございました。松浦議員のおっしゃるとおりだというふうに考えます。

私も、企業経営を長くやってまいりまして、リアルタイムで財務の分析をする、把握をすることの重要性は、誰よりも認識しているその1人じゃないかなあというふうに考えます。

私が、町長に赴任をしてから4カ月ちょっとになりますけども、やはり企業感覚で、町の財務状況を分析をするということが大切だということで取り組んでまいりました。固定資産台帳に関しても、ほとんどのもの目を通しました。これは、固定資産活用を町としてどういうふうに考えるのかと、無駄になってるものはないのかと、どういう資産があるのかということを見ないといけないということで取り組みをしました。

また、今回、予算を組むに当たりましては、全ての細かい細目も含めて全部、目を通しました。まだ4カ月足らずですので、佐川町において、どういう会計方式を採用するのか、何がベストなのかという答えにまでにはまだ至っておりません。4カ月だけの私の判断だと、まだ足りない部分もあると思いますけども、佐川町におきましては、企業ほどはリアルタイムな分析が必要ではないのかなというふうに、今の時点では感じております。

ただ、松浦議員のおっしゃるように、やはり、リアルタイムに把握しなきゃいけないこともあるのではないかとということも思いますので、来年度に向けて基準方式がいいのか、東京都方式がいいのか、これは私が先頭に立って、リーダーとして佐川町の公会計方式が、どの方式がいいのかっていうことをしっかり勉強した上で決めていきたいというふうに考えております。

本当に貴重な御意見、御質問ありがとうございました。以上です。

6番（松浦隆起君）

再度、検討もしていただけるということですので、基準モデルと

ということであっても、仕訳を一括して行うのはどうかなあというのが、一番ちょっと大きな疑問でありますので、ちょっとそこも検討していただければと思います。

先ほどの勉強会の中で、総務省の方のお話では、今後の新地方公会計の推進に関する研究会ということで、今、方向性を決めておられるようですが、今後、この地方公会計の推進を図るために、その整備に当たって標準的な考え方、それから方法を示すその基準というものを設定することが必要ということから、そういった基準をつくっていく方向性のようであります。

その基準として、一会計機関の経常的な費用がどの程度あって、それが税収等の財源によってどのように賄われて、固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかということを示すことによって、財務業績を評価するということが適当であるのではないかという考え方の方向で進めるようであります。

そして、特に固定資産台帳の整備、それから検証の可能性を高めて、事業別、施設別等での分析を可能とするために、複式簿記の導入は不可欠のことであって、先ほど総務課長のほうからもありましたが、いわゆる改訂モデルというのは、決算統計データを使用してやられるものでありますけども、この総務省では、この決算統計データを使ったものからは、今後は卒業していこうと。実の数字で仕訳を行っていこうということで、その考え方を持っているということでした。

このように、これからまだ、この公会計制度というのは変化があるというふうにも思われます。その意味で、先ほど、町長からも前向きの御答弁いただきましたので、今一度しっかりと検証、検討していただいて、本町にとって、本町に一番合った、またベストな公会計方式、何がいいのか、町長の経営者として培った経験と知識をフルにお貸しをいただいて、活用していただいて、真剣に議論をしていただければというふうに思います。

ある公認会計士の方からお話をお聞きをしましたが、民間企業において、この会計の制度を改革を行うという中で、何が一番大事かといえば、改革をするときに大事なことは意識改革だと。まさに、今、堀見町長が就任以来、役場の意識改革に取り組んでおられると思います。ぜひ、職員の方の大いなる意識改革に期待をして、この質問は終わらせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひい

たします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

消防団の処遇改善の取り組みについて、お伺いをいたします。

日本での観測史上未曾有の大地震となり、地震と津波による甚大な被害を残しましたあの東日本大震災より、あす3度目の3.11を迎えます。ここに改めて犠牲となられた方々に、謹んで哀悼の意をあらわすとともに、今なお被災地において大変な御苦勞をされておられる被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

あの3.11の日は、議会の最終日でございます、休憩中に議員控え室のテレビで見たあの被災地の状況は、今でも忘れることができません。あの日を忘れてはならない、とその思いで、一過性に終わらせることなく、常に最善のこの防災対策、本町においてのそれを模索をして取り組んでいくことが大事だという観点から、あの3.11より、ほぼ毎回の定例会において防災対策についても御質問させていただきました。本日は、その3.11を前にして、そういった観点も踏まえて質問をさせていただければと思っております。

「自分たちのまちを自分たちの手で守ろう」という、そういう尊い思いで自主的に消防団の活動に参加をいただいている皆様に、まず改めて心から感謝を申し上げたいと思います。東日本大震災では、消防団員の方みずからが被災者であるにもかかわらず、救助活動に身を投じ、大きな役割を發揮し、水門の閉鎖や住民の避難誘導を行いながら住民の命を守りました。しかしその一方で、254人の消防団員の方が犠牲となり、まさに殉職をされ、命がけの職務であることが、改めて全国に知られました。

あわせて、近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて認識をされ、注目を集めているところでございます。

御存じのように、消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織でございます。全ての自治体に設置をされておりました、消防団員の方は非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業の傍ら、自発的に参加するボランティアの性格もあわせ持っております。郷土愛と、そして使命感にあふれる地域防災のリーダーであり、火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる、まさに本町においても、地域防災のかなめ、でございます。

しかし、その実態は全国的にも厳しいものがありまして、団員数の減少が顕著になっております。1965年に130万人以上いた団員は、2012年には、約87万人に落ち込んでおります。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減少の要因とされております。

新聞の記事に載っておりましたが、東日本大震災の被災地のある消防団員の方は、地元を守るという使命感とボランティア精神で、何とかやっているけれども、現場の実情は本当に厳しいという胸の内を明かしておりました。

こういった事態を受けまして、昨年12月13日に、消防団を支援する「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」いわゆる消防団支援法が成立をし、施行されました。この消防団支援法は、消防団を将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在というふうに定義をされ、国と地方自治体に対し、抜本的な強化を求め団員の報酬などの処遇改善、装備品、訓練支援などの責務を課し、その充実に向けた予算が確保されました。

本町においても、こういった国の流れをしっかりと受けて、消防団の充実強化にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。そこで、本町の実業もお聞きをしながら、具体的に進めたいと思います。

まず、退職報奨金についてであります。現在、階級や在籍年数に応じて設けられておりますこの退職報奨金を、本年の4月から、全階級で一律5万円上乗せをするということになっておりますが、この点について、まず、本町の対応をお聞きをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。松浦議員がおっしゃいましたように、昨年12月に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されまして、おっしゃるような形の、いわゆる消防団への処遇改善の提言がなされております。

御質問のですね、退職報奨金の全階級での一律5万円の引き上げについてであります。これで、いわゆる自治体での条例改正を求めているということになるろうかと思うんですが、これについてはですね、今現在、検討段階でありまして、ただ、これはできるだけですね、改善をできるような形でですね、検討をしてみたいと思っ

てますんで、今現在の段階では、そういう状況であります。

6 番（松浦隆起君）

この退職報奨金は、職員の方の場合は、この事務組合のほうでされていると思いますが、そちらのほうで、変更になるということではありませんかね。

総務課長（岡林護君）

ちょっと休憩をいただきます。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 58 分

再開 午前 9 時 59 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番（松浦隆起君）

退職金については、職員の方も同じように総合事務組合のほうで、町のほうから負担金を払って、職員の方も支払われていると思いますが、この消防団員の方も同じではないかなと思いますので、その事務組合のほうで変更をされて、それに対して負担金が本町の分が一律 5 万円増えるのではないかなあと思いますので、確認をしていただいて、また教えていただければというふうに思います。

それでは次に、報酬と、この出勤手当についてお伺いをしたいと思います。今後、国は、都道府県、市町村に対して、この報酬と出勤手当の引き上げも強力に働きかけるというふうに言われております。各自治体に条例改正を強く求められると。

消防団員の方は、先ほども言いましたが、非常勤特別職の地方公務員として、各自治体において、本町もそうですが、条例によって年額報酬や出勤手当が支給をされております。この報酬と出勤手当については、交付税措置がされておりました、今回、この交付税措置額自体は据え置かれるということになっております。

ただ、多くの自治体において、この実際に出されている報酬や出勤手当は、この交付税措置額を下回っております。本町では、しっかりと出勤手当と報酬は出ておりますが、報酬を出していない無報酬という自治体も全国に 29 あるようでありまして、これについて

は、消防庁は、夏までに公表をするということにしているようであり
ます。

現在、本町も含めてそうですが、この交付税措置されている額は、
年額報酬が、一般の団員の方で3万6,500円、出勤手当が1回7,000
円であります。ただ、実際支払われている平均額は、報酬が2万
5,064円、出勤手当が2,562円であります。そこで、本町ですけれ
ども、一般の団員の方が2万5,000円、出勤手当が費用弁償という
名目で出務1回につき5,500円となっております。ちなみに、団長、
副団長、分団長、副分団長、部長、班長と、それぞれあるわけです
けれども、それぞれに交付税措置額は、国からの額は違っておりま
すけれども、本町で実際に支払われておりますこの額も、団員同様
に、この措置額からは下回っております。

この地方交付税は、算定項目と単位費用によって積み上げられた
ものが、交付されておりますが、当然、その具体的な裁量について
は、自治体に任されておりますので、国の算定どおりにその項目に
その金額を割り当てるということは、限らないと。まさにその裁量
自体がその自治体のまちづくりをあらわす一つの形となるという
ふうに見えるかも知れません。

しかし、冒頭にお話をしたように、地域の防災力の中核たるこの
消防団員の処遇というものは、しっかりと行うべきだというふうに
思います。消防団員の方は、ある意味、勇気ある志を持った有志と
して、見返りなどを考えずに、地域のために日々体を張って取り組
んでいただいております。ですから、そういった思いで取り組んで
おられる消防団員の方からすれば、今回の私の質問は、ひよっとす
ると、余計なことだと思われるかも知れませんが、だからこそ、
行政側はしっかりと支えていくという必要があるのではないかと
いうふうに思います。

この報酬、出勤手当ともに、その額の見直しをしていただいて、
できる限りこれについては、交付税措置額で出すべきではないかと
いうふうに思います。仮に、団長以下全ての団員の方を、この交付
税措置額で出した場合、どれだけになるのか少し計算をして、ちょ
っと差も出してみました。ひよっと多少の違いがあるかも知れま
せんが、現在は、この報酬だけですけれども、476万1,000円です。
私の計算では。現在はですね。これが、交付税措置額になると総額
で674万3,500円になって、その差額は198万2,500円となりま

す。

この額を高いと捉えるかどうかは、自治体の判断にゆだねられるところだと思いますけども、消防団の方の責任の重さを考えれば、私は、決して高いというふうには感じません。予算には、各事業に強弱をつけるのは当然であります。ですが、こういったところには、しっかりと、私は予算措置を行うべきだと思います。

もう1点、出勤手当について、本町では、費用弁償として1回5,500円出ておりますが、この手当もぜひ、措置額の7,000円にしていただければというふうに思います。

また、事前に、消防団の方からお話を聞いたところでは、出動1回につき5,500円が出ているということではありますが、例えば、行方不明者の捜索等で、引き続き2日に出勤がまたがった場合、それでも、出動1回とみなされて、5,500円しか出ていないというお話をお聞きをしました。この件について、担当の方にお聞きをしますと、そうではなくて、全く出ていないというわけではないというお話でしたけれども、どこで2日目とカウントするのか、その線引きが少しはっきりしていないような印象を受けました。

この際に、出勤手当についても、しっかりとルールをつくって、2日にまたがった場合は、しっかり2日分の手当を出すようにすべきだというふうに思います。ちなみに、職員の方のお話では、仁淀川町では、出勤をして8時間を経過した場合は、2日分を支払うようにされておられるようであります。この報酬と出勤手当について、町長と担当課長のお考えをお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。26年度に改善の方向を持って協議検討していきたいというふうに考えております。仁淀川の取り組みが8時間を経過したら2日分という取り扱いをしているという御意見もいただきましたので、それを参考にさせていただいて、報酬、出勤手当、両方、あと退職金も含めてですね、改善の方向で検討を進めてまいりたいというふうに、町のほうでは考えております。以上です。

6番（松浦隆起君）

それは、改善の方向ということでしたが、1年かけて検討をされるのか、早急に検討されて、補正予算等で対応するようにするのか、この交付税措置額に近い形で、出す方向で検討しようとしてるの

か、できればもう一度、お答えいただければと思います。どちらでもかまいません。

町長（堀見和道君）

お答えします。半年以内には結論を出したいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

6 番（松浦隆起君）

それでは、よろしくお願いをいたします。まさに、この消防団員の方は、いざというときには、命がけの現場に身をさらしておりますので、その重さをしっかりと受け止めていただいて、支援をしていただきたいと思います。

なお、今回、処遇の改善だけではなくて、装備の拡充もされるようであります。消防団の装備の基準等の一部改正が2月の7日に公示をされ、消防団装備について、安全確保装備等の活動用資機材を中心に、平成26年度から地方交付税措置、標準団体で25年度1千万円から26年度は1,600万円に大幅に増額をされるようであります。

内容は、全ての消防団員に、災害現場での情報共有のための双方向の通信手段を確保する観点から、トランシーバー、それから風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴、ライフジャケット、防塵マスクのその装備を配備を行い、救助活動に必要な自動体外除細動器、いわゆるAEDですね、それから油圧切断機、チェーンソー、油圧ジャッキ等、そういったものの救助活動用資機材を全ての分団に配備することとされております。この点について、当初予算等で反映されているのかどうか、わかれば、お答えをいただければと思います。

総務課長（岡林護君）

ちょっとこの御質問についてはですね、ちょっと事前に把握しておりませんでしたので、ちょっと今私の記憶の中の部分ではですね、余りはっきりはしないんですが、いわゆる先ほどおっしゃったようなトランシーバーとか安全靴とかライフジャケット、こういう個別の項目まではなかったと思いますけど、一応、装備品ではですね赤バイク、赤バイクを1台ですね、これは機動性、消防活動の機動性をより高めるためにですね、購入するということにはいたしております。

ただ、そのほかのことについては、ちょっとすいません、申しわ

けないですが、今、余り確かな形で記憶に残っていないもので申しわけないですが、以上の答えにさせていただきます。

6 番（松浦隆起君）

その点については、また後で教えていただければと思いますので。東日本大震災以降、この防災力強化というものは、必要性をずっと言われ続けまして、やっとという感があるかも知れませんが、今回、地域防災の中核として、きちんと消防団が位置づけられたということで、改めて、この消防団を軸とした消防体制、防災体制の整備に取り組む好機が、今、来てるというふうに思いますので、その意味からも、地域防災のかなめである消防団をしっかりと、今後も行政として支えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

ヘルプカードの導入について、お伺いをいたします。

これまで、議会におきまして、救急医療情報キット、また携帯用の緊急時の安心カードなど、高齢者の方、障害者の方、それから子供たちの、いざというときの安心安全につながる提案をさせていただいております。この救急医療情報キットについては、現在既に取り組んでいただいているところでございます。今回お聞きをいたしますヘルプカードも、いざというときの安心につながる取り組みでございませう。

このヘルプカードは、障害や難病を抱えた人が、必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示をして、周囲の配慮や手助けをお願いをしやすくする、そういうものであります。障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先など、あらかじめカードに記入をするもので、本人が持ち歩くことで、緊急、災害時に、周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があると言われております。

今、このヘルプカードを作成配布する動きが、全国の自治体に広がりつつあります。また、自治体だけではなくて、社会福祉協議会、障害者団体などでも、今、多数つくられているようであります。

このヘルプカードは、さまざまな自治体において、これまでも独自の形で工夫をしてつくられておりました。そういった中で、東京都では、平成 24 年 10 月末、標準様式を定めたガイドラインを区、市町村向けに策定し、この様式に基づいてヘルプカードを作成する

自治体には、カード作成のための補助金を交付をしております。

東京都が、こういった取り組みに発展をしたきっかけは、ある自閉症などの障害を持つお母さんたちからの訴えでありました。この子供が、やがて1人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような、そういった町にしてもらいたい、と。

東日本大震災が発生したときに、首都圏では、約350万人の帰宅困難者が発生したと聞いております。その中に、障害者など、支援を必要としていた人が、周囲に気づいてもらえずに、大変な思いをした人が少なくなかったと。中には、帰路とかけ離れた地域で保護された人もいたようであります。

私は、このヘルプカードの取り組みをお聞きをしたときに、本町でもぜひ取り入れてもらいたいというふうに感じました。障害といっても身体、知的、精神、発達障害、そして内部障害と、多種多様であります。なかなか周囲の人に気づいてもらえないことも多くあると思います。地域を回らせていただく中で、さまざまな御相談もお聞きをいたします。そういったことから、この取り組みは、ぜひ、取り組んでいただきたいし、必要なことではないかというふうに考えております。この点について、御所見をお伺いできればと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。松浦議員おっしゃられたように、ヘルプカードという取り組みが、東京都などを中心として取り組みされているということ、私も、いろいろ調べまして承知をしております。こういった取り組みについて、毎回、松浦議員から御提案をいただきまして、私ども、勉強させていただきまして、まことにありがとうございます。

一応、県内自治体の動きなどを調べてみましたが、私の知る限りでは、導入の動きはないというふうに思っております。障害者の団体であるとか、知的障害児を持つ親御さんの集まり、そういった会に出向くこととか、話をするのがございますが、今のところ、こういった話は出ておりません。

行政としましても、現在のところではですね、佐川町として、行政として何か、こう具体的に取り組むというふうなことを、今、現時点で考えてはおりません。

ただ、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、こういった動きというのは、広がりつつあるというふうに感じておりますので、情勢、こういったものについては、できれば、佐川町だけの取り組みということよりかは、広域的な取り組みというのが、より効果を発揮するというふうには、個人的には考えておりますし、そういったところでですね、情勢が変わるといいますか、いろんな、そういうな取り組みが広がっていけばですね、行政として、例えば、標準様式を構えるであるとか、そういった必要性が出てくれば、その時点で考えたいと思っております。

6 番（松浦隆起君）

るお答えいただきましたが、これはですね、あんまり、その情勢の変化とかいうことではなくて、いざというときにどうなのかと、それは、我々も想像ができないことをごさいまして、私も話をお聞きをする中で、実際にそういうことになったときに不安があるというお声もお聞きをしております。

当然、課長が言われたように、広い範囲で、県内でありますとか、介護マークのときにもそういうお話をいただきました。それが、一番理想的ですけども、ただ、課長も言われたように、調べていただいたということですから、ヘルプカードというのはどういうものかは見られていると思いますが、あれを持って見せれば、例えば隣の町高知市で、出かけているときに例えば災害に遭った、その方が、それを見せれば、その町で取り組みがなかっても、あれを見ることで何を言われているのかわかる形になっておりますから、行政の判断としてですね、もう一度検討していただければと思います。

もう1点、冒頭に申し上げましたが、この救急医療情報キットの携帯版といえるこの緊急時の安心カード、これを提案をさせていただいた折に、様式の作成、無料配布等について、これは実行していくべきであろうという答弁をいただいております、取り組んでいただけるということをごさいしました。その後の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

もし、まだ作成に至っていないということであれば、今言いましたヘルプカード、この機能をあわせ持つような、2つを保管できるようなものを考えていただければというふうに思いますが、再度、御答弁いただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。以前、松浦議員から御提案があった救急キットの携帯型カードの配布につきましては無料配布と、それから、救急キットについてもそうですが、御自身で管理をしていただくとか、そういったところでは行政として取り組むことはできるのではないかという答弁をさしていただきました。現在までですね、具体的にこの取り組みについて、カードを作成したというふうなことには至っておりません。

課内の中で、健康福祉課の中で検討はいたしておりますが、このカードを配布する部分で、行政がどれだけ関与をしていくかとか、そういったところで検討が必要というところで、なかなか作成に至っておりません。

業務の中の体制の整備もですね、この救急カードに限らず、要配慮者対策の部分でも、しっかり取り組む体制にはなかなか至っておりませんので、御指摘いただいたヘルプカード、そういった諸々の要援護者の対策について、26年度については、体制をしっかり整えた上で、26年度内に検討していきたいと考えております。

6 番（松浦隆起君）

長くなってますから長々と言いませんが、これ、24年の12月に答弁をいただいて、当然、答弁をするときには、それまでに会を開いて、どういう方向でということを決めて答弁をされていると思います。つくる方向でと、実行していくべきであろうということの答弁が出てるということは、先ほど課長が言われたような背景も検討された上でというふうに、こちらは受け取っておりますので、再度持ち帰って検討をしましたということであれば、この議場での答弁をどこまで受け止めていいのか、ちょっと不安になりますので、今後は、ぜひ、しっかりと検討していただいて取り組んでいただきたいと思います。

今、検討していただくということですが、一度は作成するというものですから、作成に向けての検討なのか、白紙から検討するというのを言われているのか、それだけお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この安心カードにつきましては、できるだけ行政のほうでですね、様式を構えるなり、ゆうところで、町民の方に、こういった方法になるかは、まだ具体的に検討のところですけども、行政のほう为抓手していききたいというふうに思ってます。

す。

6 番（松浦隆起君）

そんなに費用がかからないことでありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、前町長は、費用の問題ではないという答弁もされたことがあります。これこそ、いざというときには、費用対効果が大きいというふうに思います。

この安心カード自体を、例えば、山折りにして、こういう形で使うようにするようになればですね、その表と裏にヘルプをつけて、中に、その人の情報を入れるということになれば、両方の機能が持てるということですから、ほとんど経費的に変わらずにつくられるというに思います。あと必要なのはケース代だけですから。ぜひ、そのことも含めて検討していただいて、今度は、ちょっとお答えをいただきたいと。結果がどうなったのか、をお願いをしたいと思えます。

冒頭で 3. 11 と、あすのお話もさしていただきましたが、この本町におかれてる状況も、その南海トラフなど、いつ起こるかわからない状況であります。そういったときに、こういった障害の持たれた方、そういった方が、すぐに支援の手を差し伸べられる、そういう環境をつくることというのは、大変重要な取り組みであります。この平時にこそ、しっかりと検討していくべきときであると思えますので、ぜひ、真剣に御検討いただきたいというふうに思いますので、以上で、本日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ここで 10 分間休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 36 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

2 番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

2 番議員の坂本です。おはようございます。どうぞよろしくお願

いします。

まず最初に、佐川町独自の給付型奨学金制度について、伺いたします。私は、どの子ども健やかに成長し、将来のための教育がしっかり受けられることは、佐川町の、日本の未来をつくる大変重要なことだと思います。教育は、子供にとって、大きな財産になります。

実は、私の父も、私が小さいときに、財産はないけれども教育だけは、行きたいところへ行かしてやる、ということを書いてくれて、自分の行きたい道を進むことができました。とても感謝しています。

佐川町では、準要保護家庭が生徒数の約9%を占めています。中学生までは就学援助金が出ていますが、高校生以上にはありません。経済的な理由で、行きたい学校への進学をあきらめなければならなかったり、中途退学をせざるを得ない状況があることは、非常に残念なことです。安心して子育てをする環境をつくることは、町行政の責務ではないでしょうか。

佐川町では、町独自で奨学金制度をつくっていますが、貸与式で返還が必要です。現在、佐川町の奨学金制度を利用している方は、10名程度だと聞いています。しかし、経済的に大変な御家庭は、その返還が大変ですし、それを子供が返さなければならない場合には、働き始めたときに、既に借金があるという状況になります。

佐川町独自の奨学金制度は、今のままで十分なのか、その評価はどうか、お聞きします。また、返還状況、返還が困難なケースはどうか、合わせてお答えください。

知り合いの子供さんが、高知市内の公立高校に入学が決まりました。そのお母さんに「よかったね、おめでとう」と言うと、お母さんはちょっと不満げに「もう、お金がかかって困る」と言いました。お父さんもお母さんも、一生懸命働いている御家庭でした。しかし、十分な余裕がなかったのだと思います。親も不安定な仕事にしかつけない、そして今の状況では、子供も非正規雇用が多くなっています。本来なら、みんなが安心して働き、子育てできる環境づくりが大切なのですが、現実はそうではありません。学校教育費に占める授業料以外の経費は、年額、公立高校で24万円、私立高校で46万円に達すると言われていています。

国でも、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、

低所得世帯の生徒に対し、授業料以外の教育負担を軽減するために、高校生に対し、給付型奨学金を創設し、26年度から実施する予定です。その額は、おおむね4万円くらい、最大で13万円ぐらいたと聞いています。が、それでは十分ではありません

そこで、今、経済的に困難な家庭の子供たちが安心して就学できるよう、授業料以外に必要な経費の一部を町独自で、給付型奨学金制度を創設し、高校生や大学生等に、月、月額1万円でも補完していただきたいと思います。月額1万円として1人年額12万円、10人に出しても、わずか120万円です。少しの負担で、安心を与えられる制度です。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

高知県内では、既に土佐市と香美市で実施されています。土佐市の場合は、生活保護基準の1.5倍以下の収入、非課税などの世帯の子供が高校、大学に進学する場合、月額1万円を卒業時まで給付する。成績はおおむね4.0以上、というふうになっていると聞いています。が、それについて、どうお考えられるか、お答えいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、現在の奨学金制度の評価はどうかということでございます。現在行っている奨学金というのは、経済的理由によりまして、就学が困難な学生、生徒に貸し付けを行い、進学の意味ある子供たちが安心して教育を受けられるように、という制度でございます。この評価ということになれば、私どもとしては、そういう意思のある子供さんたちに対して、一定この貸付制度を活用していただいて将来の就学が確保されている、そういう制度で、評価は、これは私ども自身が、なかなか評価つけるとなると難しいんですが、一定の成果を出しておるといふふうには考えております。

そして、返還状況とか現在の貸付状況でございますが、ここ3年間の貸付状況を少し見てみますと、平成23年度は、大学生4名、専修学校生3名の計7名でございます。うち新規貸付者が4名ございました。平成24年度は、短大生1名、大学生5名、専修学校生3名の計9名でございます。うち新規貸付者が3名ございました。そして本年度、平成25年度でございますが、短大生に1名、大学生5名、専修学校生4名の計10名となっております。うち新規の貸付者は3名ございました。

なお、高校生の貸し付けにつきましては、平成20年度から22年

度までは1名おいででしたが、ここ3年間につきましては、貸付実績がございません。

そして、その返還状況でございますが、滞納ということになるかと思いますが、毎年、若干遅れて、ずっと滞納ということではございません。若干遅れ気味の方がおいでまして、24年度を見てみますと、約4名の方が若干遅れ気味であったというふうなことでございます。

そして、町独自の、次に、給付型の奨学金制度をつくってはどうかというふうな御質問でございます。それにつきましては、議員さん御質問の中で言われましたように、既にやっておるところもございますし、また、新たに国が、高校生の授業料無償化に所得制限を導入するということにより、捻出した財源を活用して、給付型の奨学金制度を来年度から創設すると。これは、県への補助事業ということでございます。で、県も、それに対応して、当初予算案に、それに必要な予算措置を計上しておると、そういうことは聞いております。

また、額につきましても、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、国の予算段階での額は、おおむね4万円程度、あるいは条件によりましては13万円程度と、大分差がありますが、そういった新たな制度ができるということを、私どもとしては、現状は、国が新たな制度をつくる、そういったことを当面は見させていただきたいと。来年度直ちに新しい制度をつくるということは現時点では考えておりません。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

今の時点で考えていないという御返答だと受け止めましたが、ほんとに子供にとって大事な教育というものを、どれだけ、この佐川町の芯に据えるかということは、佐川町のこれからの生き方に関係することだと思います。やはり、教育で、今、貧しく生活をしている方も、将来にわたってきちんとした仕事につけるとか、いろんなことが決まってきます。佐川町では、ぜひ、子育てにもっと力を入れて、そういう御家庭への配慮をしていただきたいと思いますと思いますが、町長さんのお考えをお聞きしたいと思っております。

町長（堀見和道君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。町として、教育に対して真摯に取り組んでいくということは、とても大事なことだ

というふうに考えております。行政報告、施政方針の中でも、人づくりに力を入れていきたいという話をさせていただきました。

ですけれども、奨学資金制度で、給付型の新しい制度に関しましては、現時点では新しく創設するという考えにはございません。今後、国、県の状況を見ながら、町としてどういうふうに対応したらいいかというのは考えていきたいというふうに思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひですね、子供たちのために、将来のために、再度考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。国民健康保険税について、お伺いします。

国民健康保険税は高いと言われていています。もちろん佐川町でも高い、高すぎると思っている人が大半です。国保は、その仕組みから、高いのは仕方がないと言われてますが、本当にそうでしょうか。健康保険組合によって差はあると思いますが、ちなみに市町村で働く人たちの健康保険分の掛け率は、給料月額の 6.4%です。ところが、国保になりますと、所得割、資産割、均等割、平等割を合わせますと、収入の 20%ぐらいになるのではないかと思います。これでは、高いと感じる人が多いのもうなずけます。

国が抜本的に制度改革を行う必要があります。国保財政が不安定なのは、加入者の平均年齢が高く、かつ所得が低いからです。ちなみに平成 23 年度、国保加入者の 1 人当たりの医療費は 30 万 9,000 円、所得は 83 万円。共済加入者は、医療費 14 万 4,000 円、所得は 229 万円です。

ぜひ、町長は、制度改革や国保への補助をもっと多くするように、国や県にも働きかけてほしいと思いますし、その高すぎる国保税を、何とか町の補助で引き下げることができないかも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、標準課税総額の課税方式には、3つの方式があります。佐川町の場合は、4方式。所得割、資産割、均等割、平等割を採用していますが、それがベストでしょうか。収入に対して税がかかるのはある程度仕方がないとしても、収入にならない資産割があるのは、おかしいと思います。固定資産のある方は、固定資産税を払っています。ところがその上に、国保でまた払うという状況になっているのです。それが何と、医療給付分、後期高齢者支援分、介護給付分を合わせますと、63%を超えます。固定資産で収入があれば、所得

に反映されます。それを、固定資産があるだけで固定資産税の6割増しをさらに払わなければならないというのは、みんな納得がいきません。

また、所得が、一定割以下の方の場合は、均等割や平等割には軽減措置がありますが、資産割の場合はありません。所得が少ない場合にも、固定資産があるだけで高額になり、国保税を払うために資産を売却しなければならない場合も生じると思います。

なぜ、4方式を実施しているのか教えていただきたいと思います。2方式や3方式、3方式というのは、資産割をのけた所得割、均等割、平等割ということですが、を採用するほうが、むしろ公平感があります。県内では既に、高知市と四万十町が3方式を実施しています。

総務省の発表によりますと、平成22年度、全国で、資産割のない市町村は、医療費分では28%、後期高齢者支援分では38%にまで高くなっています。資産割をかけない自治体が増加しているのです。今までやっていたからとか、大半の市町村がやっているからという理由ではなく、どれが最も公平かという観点、自分が払うなら、どれが納得ができるのか、きちんと考えていただきたいと思います。課税方式の3方式、または、2方式への変換は可能か、お答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民の皆さん、国保税、高過ぎるというふうにお感じの方もいることは間違いはないと思います。県内で見ますと、佐川町の国保税は、県の平均より下回っております。また、昨今の新聞にも、いくつかの市町村が国保税の引き上げの記事も載っております。

佐川町につきましても、国保の財政調整基金が、もう間もなく底をつくという状況になってきております。また、町内の国保の運営協議会の皆さんとも、委員の皆さんとも、よくよく今後話をさせていただいて、佐川町としての国保税に関して、どういう運営をしていくのかと言うことについては、検討を、しっかりと慎重に進めさせていただきます。

また、県内の市町村、並びに全国の市町村、国のほうに、国保税の運営のことに関しては、ずっと話、陳情等が続けております。その中で、社会保障制度の改革の一貫として、国保税の都道府県所管

の運営方式に向けて進めて行くということも議論されております。また引き続き、町として、県内の市町村と連携を取りながら、県、国に対して、国保税の運営に関してはいろいろな御提案をしていきたいと思っております。そのほか、詳細につきましては、各担当課のほうから御説明をさせていただきます。以上です。

町民課長（横山覚君）

それでは私のほうから、坂本議員のほうから資産割の関係の見直しができないかという話がありますので、お答えをさせていただきます。

この資産割でございませけれども、従来、国保被保険者の大半を自営業者とか、また農林業者が占めておりましたことから、固定資産の所有が負担能力を示すものと捉えられておりました。資産割は、所得割を補完する位置づけにあったということがあります。また、固定資産税をもとにした賦課でありますので、景気の動向に左右はされない、されやすい所得割とは異なりまして、安定的な収入があるということも魅力であります。県内ではそういうことも含めまして、34市町村中32の市町村が資産割の入った賦課方式を取り入れております。いわゆる4方式が取り入れております。

しかしながら、今、御指摘がありましたように、最近の国保被保険者は、自営業者とか農林業者にかわって、無職とか、それから低所得者層の方々が多くなっている傾向にあります。その固定資産も、居住用の資産が多くを占めていると考えますことから、必ずしも資産の保有が担税力をあらわすというふうなことではなくなってきたということがありまして、議員も御指摘とおり、資産が収益を生んでない固定資産への賦課に対する抵抗感があるということ、それから後期高齢者医療とか介護保険、その他、協会健保、他の医療保険には、この資産割がないという状況、また、町外に所有する固定資産については、なかなか把握が困難である。その課税対象から外れていると。それから、固定資産税、先ほど言われたように二重課税的な感覚に捉えられるよ、というふうなさまざまなことです。時代の移り変わりの中で、問題点として上がってきております。

こうした中、先月には、国保運営協議会を開催いたしまして、町のほうから、この資産割がちょっと高くなってるよという報告もいたしました。来年度には、国保税率とともに、この賦課割合につき

まして、国保協議会の中で検討をいたすようにしております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。資産割をかけない市町村は、平成 17 年度には 18%でした。ところが、平成 22 年度では 28%。たった 5 年で 10%も増えています。それからさらに 3 年たっていますので、今は、もっと増えているはずです。

したがって、横山課長が答えられてましたように、流れとしても、やはり資産割をのける方向での話かと思いますが、先ほどのお答えは、そういう方向での検討をしていただくということによろしいでしょうか。

町民課長（横山覚君）

確かに、標準割合から比べまして、佐川町の資産割が高いということもありますし、実際、固定資産割で見えますと、資産割で見えますと、その税率がですね、高知県下で上から 3 番目ぐらいの高さになっております。しかしながら、これを全部、一気に廃止とか、もしくは標準割合にすぐにパンと戻すとか、となりますと、ほかのところの税率に、どれくらい影響があるか、そういうこともまた検討、分析をさしてもらいまして、基本的にはその資産割がなくなっていくと、減っていくという状況も踏まえまして、それこそ検討させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

2 番（坂本玲子君）

そこで、ちょっとお伺いしますが、もし、3 方式にすれば、所得割が、大体何%ぐらいになるか、お答えいただきたいと思います。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。3 方式にした場合ですが、下になります。現在のですね、資産割をですね所得割に加算した場合ということになります。医療分の加算分がですね、1.99 で、現在の所得割が 6.2%ですので、合計して 8.19、同じようにですね、後期支援のほうに加算分が 0.5 です。現在の所得割が 1.5 ということで 2%、介護のほうですね、加算分が 0.29、現在の所得割が 1.49 ですので、合計で 1.78、現在の所得割の計が 9.19、加算分がですね、2.78、合計で 11.97 となります。以上です。

2 番（坂本玲子君）

先ほどお答えいただきましたように、資産割が非常に高いという

のは今の現実ですので、徐々に減らして行って3方式に、ていうふうな方向を目指すというふうに理解してよろしいでしょうか。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。ここで全て言い切れることはできないんですけども、先ほどお答えしましたとおり、国保運協の中です、そういう全ての状況、傾向を勘案させていただきまして、検討させていただきます。よろしくお願ひします。

2番（坂本玲子君）

先ほど、町長がおっしゃいましたように、平成17年度までに、運営責任を市町村から県にかえるという話が、社会保障制度改革推進本部の中で、出ています。もし、そうなった場合の影響はどうでしょうか。法定繰り入れがなくなり、さらに保険料が高くなるのではないとかいう心配を、町民の方からお伺ひしますが、そのへんの説明をお願いします。

町民課長（横山覚君）

お答えいたします。皆様御存じのとおり、先ほどの、議員が申しました社会保障制度改革を審議していくためにですね、社会保障制度改革国民会議というのが設置されまして、去年8月に、その国民会議の報告書が取りまとめられました。そして先月には、この報告書に基づきまして、社会保障制度改革の筋道が示されましたプログラム法案が成立をいたしております。

このことによりまして、国保の分野ではですね、国保の保険者を都道府県に移管するという計画から、実行段階へと、今移っております、今、作業が進められておるんですけども、この移管につきましては、国保の財政基盤強化を図り、また国保の財政上の構造的な問題を解決すること、これがその前提条件に上げられております。

そして、今まさに、国ではですね、国保の都道府県化を議論をいたします国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議、いわゆる国保基盤強化協議会というのが開催をされておまして、このことし7月には、新たな財政支援などを含んだ取りまとめが行われる予定になっております。

しかしながら、依然としてですね、不透明な部分もございまして、引き続き動向を注視していかなければならないというふうな状況になっております。よろしくお願ひします。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございました。ほんとに、今度4月からは、消費税が8%になります。低所得の方にとっては、二重、三重、四重と打撃が来るとお思いますので、ぜひその協議の中でも、全ての人が払える額ぐらいの、せめてそういうふうな国保税になるようにやっていただきたいとお思います。

続きまして、防災対策についてお伺いします。

佐川町では、何かの災害のときに収容する収容施設と、緊急避難所があります。その避難所は、実際、災害が起こったときに、安心して避難できる場所ではなくてはなりません。そこでお伺いします。その避難所が停電になったとき、代替の電源はあるでしょうか。また、収容施設が13カ所ありますが、その耐震化は既に完了しているのでしょうか。完了していないならば、その理由と今後の計画をお示しください。

災害時には、停電になることがあります。住民の方々が一番不安なのは、夜の暗闇です。特に、大規模災害の場合は、1週間ぐらい停電になる可能性があります。佐川町では、26年度の予算で、かわせみとたいこ岩集落センターに蓄電式の太陽光発電装置が導入される予算案が出されています。同じ思いだったなあとうれしく思いましたが、それをさらに広めて、全ての収容施設や緊急避難所か公民館、集会所に太陽光発電を導入し、電源を確保するようにしてはいかがでしょうか。

今年度は5カ所ぐらい、公民館や集会所の耐震化診断、工事をするとのことですが、そのときに、太陽光発電装置をぜひつけていただきたいとお思います。

実は、公民館、集会所を利用する方から、電気代が要るので、夏に冷房をつけたり、冬に暖房をつけたりするのを遠慮しているという声を聞きます。地域の方が集まり何かをすることは、地域づくりのためにも、地域のきずなを深めるためにも、また健康を守るためにも役に立ちます。そういう住民福祉の観点でも太陽光発電の設備をつけることは、大いに役立つとお思います。

また、避難するときには、その避難路には、国や県、町が管理する道路照明、通学と部落が管理する防犯灯などがあります、が、それは停電のときには役に立ちません。今は太陽光を利用した街灯があります。電気代は不要で、設置費は以前よりも安くなっています。町は防犯灯設置に対して補助金を出していますが、太陽光利用とす

ると、最初の設置費は高くなりますが、後のランニングコストはほとんどゼロに近くなります。たくさんある街灯を一気に太陽光利用の街灯にかえることはできないと思いますが、徐々にかえていくことは可能だと思います。

今、防犯灯の電気代は部落の負担です。1台当たりの電気代は大したことなくても、それが10台、20台となりますと、電気代もばかになりません。電気代負担は非常に増え、高齢化が進み、部落費を出すのが困難な家庭もあります。また、部落間格差もあります。人数の多い部落では、1人当たりの電気代は大したことないかもしれませんが、人数の少ない部落は大変です。ソーラー式にすぐできないなら、せめて電球をLEDにかえることで、電気代は約半分になります。また、寿命も長いので、取りかえの負担が少なくてすみます。

県道や国道の道路照明は、国や県が管理し、電気代も負担しています。町道の街灯を道路照明とし、町で電気料を負担するのが最もいい方法だと思いますが、いかがでしょう。

道路照明、通学灯の設置基準はどうなっているのか、今、佐川町全体では、防犯灯はいくつぐらいあるのか、各部落の電気代はどの程度なのか、町が電気料を負担することはできるのか、ソーラー式の防犯灯への変換は可能なのか。公民館、集会所等、避難施設への蓄電式の太陽光発電設備の設置に関して、どのようにお考えなのか、お聞きします。

総務課長（岡林護君）

私からは、その防犯灯や避難所などにおける電源対策の観点から、ちょっとお答え申し上げたいと思います。ちょっと非常に多くの御質問でしたので、ちょっとあれですが、その中で、先ほど申し上げましたことについて、お答えします。

防犯灯などの街路灯につきましては、夜間に、仮に災害が発生した際にも、自宅から避難所までの経路を安全に誘導して被災者に安心感を与えられるよう、太陽電池を搭載するなど、停電の場合にも明かりを確保できるように備えておくことは、大変、今、確かに有意義なことであると認識しております。

ただ、町内の街路灯は、町が所有している防犯灯や道路照明だけで見ましても、多数にのぼります。質問の1つに、全部でいくつという御質問ありましたけど、ちょっとすみません、そこは把握して

おりませんので、ただ、多数にのぼります。ソーラー式というのは、非常に設置コストもかさみますので、全てに対応していくことは、なかなかできないかと思っております。ただ、こういった場所に、どれだけ設置するべきか、その必要性や投資効果を踏まえまして、今後よく検討してまいりたいと考えております。

ただですね、災害時には、基本的には自助、みずから助くるというですね、ということが基本となると思いますので、町民の皆様におかれましても、地震の停電時などにすぐ使えるよう、御自宅に必ず懐中電灯を備えておいていただくよう、これはお願いしたいと思っております。

それから、大災害が発生した場合に、拠点となる避難所には、多くの住民の方々が避難されますので、そして長期間の共同生活を強いられるという場所になるということを考え合わせますと、避難所の電源対策は、防犯灯以上に重要ではないかというように考えております。

太陽電池による電源の確保は、設置や維持管理にもコストがかさみますことから、ディーゼルやガス発電機の整備の可能性も考慮しつつ、何らかの形で非常用電源の確保を図ってまいりたいというように考えております。

それからあと、ソーラー式防犯灯の設置ということでの助成というのは、行っておりませんが、自治会が防犯灯を新規に設置する場合や使用不能となった防犯灯を再設置する場合は、これはソーラー式、LEDにかかわらず、従前どおり補助を行っているところであります。

それからあと、耐震化。避難所の耐震化は緊急避難所全部で73カ所ありまして、26年度予算でそのうちの55カ所について耐震診断を行って、そしてそのうちの5カ所程度を優先的にですね、特に耐震化の対応が必要だと考えられる施設については、耐震工事を行っていくということ予算組みしておりますが、ただ、それについて、その折に太陽光発電をどうかということもおっしゃいましたが、それについてはまた、検討させていただきたいと思っております。

ただ、基本はあくまでも耐震化の工事ということになりますので、どうなるかわかりませんが、検討はさせていただきます。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、坂本議員御質問の中でも触れられました来年度のかわせみ、それからたいこ岩での事業関係につきまして、御答弁させていただきます。

来年度、県の高知県グリーンニューディール基金と、これを活用した事業がございます。これは、市町村などが所有する避難所や防災拠点に太陽光発電の設備、それと蓄電池などを設置するその経費を3,000万まで全額ですが、この基金から拠出されるものでございます。

まず、この避難所防災拠点としまして、かわせみのほう、これ事業費では3,000万で、かわせみのほうに20キロワットの太陽光発電、それと15キロワットアワーの蓄電池、それと太陽光発電を備えた街路灯2基を設置するものでございます。

これは先ほど、今言いましたように、避難所防災拠点の枠として配分されるものです。町としまして、ほかにもたくさん要望を出しておったところですが、なかなか、これはもう非常に有利な事業でございまして、県下たくさん要望出てきまして、何とか、かわせみが1つだけ対象になったものでございます。

また、もう1カ所は、尾川のほうにできます集落活動センターたいこ岩、こちらのほうは6キロワットの太陽光発電、それと、15キロワットアワーの蓄電池、太陽光発電を備えた街路灯2基を設置するものです。これは、集落活動センター枠として2,000万余りが基金から拠出されるものでございます。

こういった有利な事業、今後とも、26年度は、この1カ所ずつでございしますが、基金ある限り要望しまして、順次こういった施設の設置ができればというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

先ほどの答弁で、ちょっと抜かりがありましたんで、確か、避難所、13の避難所の耐震化はどのように進んでいるかという質問もございましたんで、それについては抜かっておりまして、申しわけありません。

もう、13のうちのですね、各学校は全て耐震化は終わってですね、あと役場、それからかわせみ、そして桜座についても耐震化は終わっております。ただ、教育委員会が入っておる文化センター、それからあと遊学館です、についてはまだ着手されてないという状況で

あります。以上です。

2 番（坂本玲子君）

まず、最初に使う収容施設の 13 カ所の耐震化っていうのは、非常に大事なことだと思います。特に、文化センターは近くに中学校も桜座もありますけれども、永野地域の収容施設は町民館しかありません。それを早急に耐震化をしていただきたいと思いますが、そのへの計画はどうなっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育委員会の所管施設で、今、岡林課長がお答えしましたように、文化センターと永野にございます遊学館が耐震化がされておりません。これは、これまで教育委員会としましては、学校の耐震化を最優先課題として取り組んできております。そして、学校の構造体にかかる耐震化は、平成 25 年度、本年度をもちまして終わりましたが、引き続き、非構造部材の耐震化に来年度、そして 27 年度完成を目指して取り組むこととしておりまして、まずは、当面は、学校施設の耐震化を優先させていただきまして、それが終わった後に、文化センターと遊学館につきましては、今後の耐震化を検討してまいりたいというふうに考えております。現時点で、その 2 カ所につきまして、耐震の完成時期は未定でございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

実はですね、その耐震化をする順番を決めるときに、本来ならば、一番小さい子供たちがいる保育所を先にするのが当然だと私は思ったわけです。ところが、避難所、収容施設であるから、学校を先にするというそのときの説明でしたので、町民の方々の命を守るっていうこと、ほんとに大事なことだなあと感じて納得をしました。

けど、そのそういう収容施設である町民館がですね、されていないということは、非常に一貫性のない、おかしいことじゃないかなと思いますので、もちろん、学校の子供たちを守るっていうことは非常に大切なことです。けれども、避難してきた人たち、避難できる場所を確保するという意味では、町民館の耐震も非常に必要なことだと思いますので、できるだけ早期にやっていただきたいと思います。

先ほど質問しましたことにつきまして、いろんな LED を含め、いろんなことで、これからどう電源を確保するか考えていただけるということでしたので、ぜひ、前向きに検討して、十分、そういう、

安心して避難できる場所の確保をお願いしたいと思います。

質問の中で、道路照明、通学灯の設置基準についてお伺いしましたが、そのへんはどうでしょうか。

総務課長（岡林護君）

道路照明、それから通学灯の設置基準ですか、道路照明のほうは、ちょっと私あれですが、通学路に備える防犯灯についてはですね、ちょっと、確か、要項だったと思いますが、は、いわゆる通学路の規定とか、その中には、それから、そこに備える防犯灯については、いわゆる町のほうが設置すると。通常は、防犯灯というのは、自治会から申請に基づいてですね、設置を、うちが補助金を出して設置している状況なんですけど、その通学路の中で、町があくまでも予算上も含めてですね、必要と考える防犯灯については町が設置することにはなっております、その中では。ただ、道路照明ということについては、ちょっとよくわからないですけど。

産業建設課長（渡辺公平君）

道路関係ですが、道路は道路構造令のほうで、トンネルとか、それとか橋梁とか、トンネルの出口とか、いうところは対象になってまして、町のほうで設置して、町のほうで維持管理経費は予算化してございます。

2 番（坂本玲子君）

その、さっきのお答えは、町道に関してのお答えでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

町道でございまして、町道、町内 350 キロございますけど、ごく一部ということですね。トンネル、町道のトンネル、町道橋、それと農道ではございますが、馬の原に農面道路のトンネルございます。これも町のほうで維持管理経費を予算化してございます。

2 番（坂本玲子君）

私の質問で、各部落の電気代はどの程度なのかとか、防犯灯はいくつぐらいあるのかということに対しては、まだ調べられてないということでしたので、ぜひ、調べていただいてですね、町として、佐川町の町道に、どれぐらい防犯灯がついているのか、それをどう守っていくのかというのは、やっぱり町としても考えないかん問題やと思うがです。

そこで、そういうふうな事実を把握した上で、町が電気代をどのように負担するのか、先ほどの説明の中で、その通学灯とか道路照

明の説明が、何となくあやふやかなあと感じました。で、本来やったら町道は町が管理するものですので、道路照明としての電気料の負担も可能だと思ふし、できないならせめてですね、その防犯灯の電気代の補助とか、LED化やソーラー化の導入というふうな、そのへんもぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務課長（岡林護君）

その、いわゆる各自治会のですね、電気代については、これはあくまでも各自治会が負担しておりますので、その全体、佐川町全体でどれだけの電気代になっているかというのは、ちょっと把握はなかなか難しいですが、ただ、防犯灯の数については、ちょっと、後日調べてまた御連絡いたしますが。

それとあと、電気代、各自治会の電気代に対する補助ということですが、これはですね、あくまでも、今現在、防犯灯に関しては、各自治会から申請があつて、ここへつきたいということで申請があつて、例えば、はなからそこに柱が立っている場合は、いわゆる明かりだけの部分の補助、それから柱がない場合は、柱と明かりを含めた補助という形で補助をやっております。プラスまだ、電気代についての補助ということについてはですね、現段階では考えておりません。

それから、あとLEDとか、そういうことに関してはですね、もちろん、防犯灯に関しては、あくまでも申請に対して補助することです。各自治会が、極力電気代を今後の負担を軽くするようにLEDを設置するとかいうことは考えられるかと思ひます。

それから、先ほど通学路の防犯灯に、例でいいますと、斗賀野の花畑の踏切から斗賀野駅のほうへ行く鉄道沿いの直線道路がありますよね、あそこに何基か、通学路の防犯灯というて設置しましたし、それから岩井口へいく、斗賀野の信号から岩井口へ行くここも直線道路があります、あれは確か県道やったと思ひますけど、そこにも防犯、通学路の防犯灯を設置してると。これについては、町が設置したものであつて、その電気代については町が負担してるといふ状況であります。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。大体わかりましたが、ちょっとわからんところがいろいろあるので、また、次に向かって検討をしていき

と思います。また、ぜひ前向いてですね、そういうふうな地域の状況も把握しながら、町がどうしていったらいいかも考えていただきたいと思います。

また、土佐市では、公共施設の屋根を民間に貸し出して、その収益の一部を町に納めるという事業が始まりました。災害時には、避難所の電源として活用することも想定しているようです。大規模設備、メガソーラーは費用負担が大きくて、町内の小さな事業所や店舗では参加できません。

小規模施設の場合には、可能性が高まります。事業所や店舗の活性化にも役立つと思います。そんな施策についてのお考えをお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。現時点では、公共施設の、屋根等をお貸しをして、民間事業者に太陽光発電を設置していただくということは、検討しておりません。

来年度からまた、買い取り価格が下がるという話も聞いております。で、屋根を貸して、それを売電をして、さらに非常時にその施設で使えるようにするということは、特殊な設備も設置しないといけません。民間事業者の方は、費用負担もかなり大きくなります。そういった意味で、買い取り価格が下がった上でもやるかどうかというのは、結構難しい状況にはなっておりますので、もし、民間事業者の方で、この町の公共施設、活用したいよという話があればですね、その都度前向きに検討はしたいというふうには思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。そういう業者がいましたら、また検討をお願いします。

いろんな質問の中で、やはり今予定をしてないことでも、これからの検討としていただきたいと思いますし、特に、奨学金の給付制度につきましては、子供たちの実情を鑑み、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で2番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

引き続き、4番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。通告に従い、質問をさせていただきます。質問の前に、少し発言させていただきます。

議会初日の行政報告には、驚きました。施政方針から一般会計予算の概要、分野別の内容まで、詳しく盛り込まれていました。今までにはなかったことです。望ましいことだと思います。あるべきことだと思っております。

町政には、たくさんの課題があります。課題があって、解決するための施策があって、予算があると私は思っております。これ、当たり前のことだと思っておるわけでございます。このことが当たり前過ぎていたために、皆さんがわかっていることだろうと思っていたのか、新しい年度の方針を決定する3月議会では、このような詳しい内容の行政報告がなされたことは、今までの任期中には、ありませんでした。

そういったことで、このように詳しくあったことを、ほんとに私は評価するわけでございますが、私は、今をさらによくしていくには、現状の課題をしっかりと把握し、方策を考え、実行して解決していく、それぞれの部署で、それぞれの人が課題を持って解決に当たる、そのためには、各分野で課題を明確にする、そして個々に動くのではなく、チームとして動く、町長の言うチーム佐川になるための第1が、課題と方向の共有だと思うわけでございます。このことができたことは大変よいことであるわけでございます。

町民みんなのお金を、どういう方針で、町民のための施策を実施してくれるのか、わかりやすい。このような姿勢でですね、PDCAを繰り返し、実施、町政に当たっていただければ、町はよくなっていくというふうに、私は考えるわけでございます。

先ほど、町民にとってわかりやすいと申しましたが、新しい年度の施政方針について、町民の皆様はどうやって知るのでしょうか。先日、高知新聞に新年度予算の概要が載っていました。私は、議会の広報でも、この重要なことは伝えていきたいと思っております。そういうことでございますので、議会初日にですね、施政方針を詳しく説明を受けましたが、重複にはなりますが質問という形でお聞きしたいと思っております。

質問に入ります。平成26年度は、堀見町長の町長就任後の初年度と言える年度であります。新しいまちづくりに向けての町長の思い、

施政方針と予算編成の概要をお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。行政報告でも述べさせていただきましたが、この佐川町の将来のまちづくりを中・長期的に考えると、やはり、この町の人が一番の宝物である。その人が、この町で、生き生きと活躍できる、活躍していただく町をつくらなければいけない、それが、大きな、私の中での柱となっております。

森議員の言われましたように、地域の課題を解決する、その方法を考えて、実際に取り組んでいくのが行政の一番の仕事だというふうに認識しております。

行政でなければ解決できないこと、町民の方が1人でも解決できること、10人ぐらいいないと解決できないこと、集落で一致団結して取り組んで解決していかなければいけないこと、それぞれの課題に対して解決する方法をしっかりと、議員の皆様、また町民の皆様と一緒に考えていきたい、そういうふうに考えております。

まず来年度、26年度の大きな方針としましては、人づくり、地域づくりの核となります第5次総合計画の策定に来年度から取り組んでまいります。その過程の中で、人のつながり、人づくりを行政職員、町民の皆さん合わせて一緒に取り組んでいきたい、そのように考えております。

また、地域でのつながり、活力を生み出すために、集落活動センターの取り組みに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

尾川のたいこ岩での活動、また黒岩地区、斗賀野地区での集落活動センターへの取り組み、それに対して行政として、しっかりと支援をして、一緒になって集落づくり、地域づくりをしていきたい、そのように考えております。

また、牧野公園の整備計画、10カ年計画ができ上がりました。この計画を一つのきっかけとして、地域また町外へ向けて発信をすることで幅広い人のつながりをつくっていきたい。そのために、平成26年度は、具体的なワーキンググループを立ち上げることを検討して、楽しみながら牧野公園の整備ができるように、しっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上、重立った内容につきまして、実際に政策として取り組んで

いくことで、人づくり、人のつながりをつくっていきたい、そのように考えております。

また、重立った施策としましては、先ほどもお話ししましたけれども、総合計画の策定、これに関する事で1,300万強、予算を組んでおります。

また、中学生までの医療費無料化、これも平成26年度から取り組んでまいります。

集落活動、集落の活性化につながる事、その中で、地域おこし協力隊員7名、募集をしております。その予算として2,800万強。このうち、2,800万は、特別交付税で措置をされるということで、国の制度を活用していくことで考えております。また、地域おこし協力隊員の中5名は、自伐林業の推進にかかわっていただくということで予定をしております。自伐林業型の佐川町での取り組みを構築をしていきたいということで、研修費等で300万、予算計上をさせていただいております。

そのほか、行政報告でも説明をさせていただきましたけれども、安心・安全なまちづくりとしまして、緊急避難所耐震化整備事業としまして3,100万強の予算を組んでおります。また、ヘリポートの整備、小学校の非構造部材の耐震設計に取り組んでまいります。

農業を核としたまちづくりにおきましては、水圧式ニラ洗浄そぐり機に対する補助、これで900万円の予算を組んでおります。

あと、新しく佐川ものづくり支援事業補助金としまして200万。新エネルギー対策事業としまして、かわせみ、たいこ岩への太陽光発電設備及び蓄電池の設備の導入ということで、予算を5,000万強組んでおります。

また、高齢者、障害者に優しいまちづくりとしまして、住宅等改善事業支援補助金として330万強をみております。

あと安心生活基盤構築事業並びに障害者相談支援事業、これは障害者のケアプランの作成ということで新しい取り組みになりますけれども、予算を組んで取り組んでいく予定でおります。

また、文教のまち佐川としての人づくりとしまして、尾川地区でのコミュニティスクールの推進取り組み事業、小中一貫教育校活性化事業、学校支援地域本部事業の予算を組んでおります。

あと、子育てしやすいまちづくりとしまして、特別支援保育推進事業、これ、保育士による支援が必要な児童へのフォローになります

すけども、274万円の予算を組んでおります。

また、歴史まちづくり事業につきまして、5年間の計画の延長の手続きを今進めておりますが、司牡丹の1号倉の、町として、事業として取り組めるかどうかの基本的な調査、設計をしていきたいというふうに思っております。

以上が、来年度の町の取り組み、それにかかわる予算の概要の説明になります。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。堀見町長は、佐川町に帰ってきて、約10カ月、町長になってからも4カ月を経過いたしました。その間、多くの町民の皆さんと接し、町民の願いも多く聞くことができたと思います。町民のまちづくりの思いと、今回の新しいプロジェクトの関連性はどうか、ということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私もまだまだ未熟者であります。全てにおいて完璧にやるなんてことは、とても無理だというふうに思っておりますが、今の私の持てる能力を最大限に発揮して、町の皆さんの声を聞かせていただき、町政運営として方針を示させていただいてるというふうに思います。関連性も、今の時点では十分にあるのではないかとこのように思っております。

ただ、今まで長く、この佐川町を町政運営してこられた方々がいらっしゃいます。町の皆さんの思いも、判断も入ってます。急な方向転換、急ぎすぎる変革、そういう町政運営は、どこかにひずみが出てくるというふうに考えておりますので、時間をかけながら、じっくりと町政運営をしていきたいということ、謙虚に取り組んでいきたい、それをいつも言い聞かせて取り組んでおります。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。まだ、急なことですし、抽象的でございますので、答えにくかったと思いますが、ありがとうございます。

まだこの施政方針の中で、たくさんの方が盛り込まれております。先ほど、町長ありました、尾川小中一貫校での新しい取り組みのコミュニティスクール事業、あるいは学校支援地域本部事業、あるいはいじめに関する基本方針の関係、詳しく、ちょっとお聞きした

いこともありますが、通告との関係で、ちょっと若干詳しいことが出せないということのようでございますので、このことに関しましては、後日の予算審議の中で聞かさせていただきたいと思っております。

次に、人口減少問題について、お伺いします。

今、地方の各地は、人口の減少による地域の活力の低下が大きな課題となっています。住む人が減少すると、活力ばかりでなく、住むための生活基盤となるものの維持が困難になったり、また維持のための負担が大きくなったりして、ますます住む人が少なくなるという悪循環に陥ってしまいます。そのことから、中山間地域の多くの町村では人口減少を最大の課題として捉え、必死になって取り組んでいます。

ここで数字を見てみますとですね、日本の人口は明治5年の3,500万人から、2010年には1億2,800万人台まで増加しました。しかし、今後は減少傾向に入り、2048年には1億人を割り、2060年には、私の生まれた1948年とほぼ同じの8,600万人になると推計されております。

これは、少子化、出生率との関係で、先進国は軒並みこのような状態ではあります。が、とにかく人口減少社会が到来しているということでございます。これを言うと、若干焦点がぼけます。少子化、出生率のほうへ目が向いてしまいますので、私がそのことではなくて言いたいのは、定住、移住、このことが、どちらかという主題でございます。

高知県は、昨年3月時点で、75万1,845人であり、1年間で6,835人が減少しておるわけでございます。これは死亡者数が出生者数を上回っていることが最大の原因ですが、もう1つ、県外への転出と転入の差もあるわけでございます。

県は、今後10年間で転入をプラスにするとの目標を掲げています。なかなか難しいことでございますが、対策の結果、前年は全国で6番目に高かった減少率が16番目となって、成果は出ているようでございます。

そして、佐川町でございますが、現在の佐川町の人口は、1万3,900後の数字を見てくることをけし忘れまして申しわけないですが、何十何人、10年前からするとですね、850人程度減少しています。率にするとですね、平成14年度対比10年間でですね、総人口が94.4%となっているわけでございます。

で、高岡郡内では、同じく 10 年前の対比です、梶原町 82%、大変頑張っている町でございますが、82%。津野町が 88.2%、中土佐町が 87%、仁淀川町が 79.2%、越知町が 86.0%、日高村が 91.3%、須崎市が 89.6%となっております。この 10 年間の人口動態では、このようになっています。皆さんお気づきになったかと思いますが、佐川町は比較的人口の減少幅が小さい。隣の越知町ではですね、人口が約半分なのに、佐川町の約 850 人より多い 1,037 人も 10 年間で減少しておるわけでございます。

で佐川町は、人口減少率が近隣の町村より少ない。このことは、近隣の町村からの移住があること、移住があることと、また町内の人が外へ移住することが少ない。転入と転出の、このことが比較的數字が小さいということになると思います。多分、転入、転出のことは調べておりませんので、入って来る人が多い、移住する人が比較的少ないということだと思います。

そこには、高知市や須崎市に近いという立地的な要素や、災害の要因が少ない。安全であるということ。あるいは、交通や病院、量販店とインフラの整備がされている、そういったことがあると思われれます。

この有利性、あるいは魅力を生かしてですね、人口減少に歯止めをかける、このことが佐川町の大きな課題であると思いますが、そのことの課題としての認識をどのように捉えられているかとその対策について、重要と思われる施策を、順にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。人口減少に歯止めをかける施策は、大変大事だというふうに認識しております。そのために、まず第一に考えないといけないことは、今この佐川町に住む人が生き生きと前向きに暮らせる、そういう町をつくる、そのことが大切である、いうふうに考えております。

一人一人が一步前に出て、何かやってみよう。そう思える元気な町をつくっていききたい、魅力ある町をつくっていききたい、そういうふうに考えております。

その上で、町内、町外に、その町の魅力を発信をしていく、そのことが大切だというふうに考えてます。発信をすることで佐川町に行ってみたい、佐川町で住んでみたい、そう思ってもらえる人を、一度

まずこの佐川町に足を運んでもらう、そういう仕組みで、この対策には取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的な施策としましては3つ、大きな枠組みとしては3つの取り組みが必要じゃないかなあと考えております。1つは、魅力ある町づくり、人づくり。もう1つは生活しやすい、子育てしやすい環境整備。3つめは、この佐川町で働く場をどうつくり上げていくか、産業振興のこと。この3つがバランスよく取り組まれていくことが大事だというふうに考えております。

まず1つ目の魅力ある町、人づくりについてですが、来年度から総合計画を策定していきます。その中で、人づくりを行い人のつながりを構築していく、このことが大事だというふうに考えます。また、集落活動センターへの取り組みもこれに当たります。あと、何度もお話ししてはいますが、牧野公園のリニューアル整備、このことに前向きに町の皆さんで取り組むことで、魅力ある町をつくっていきたいと考えております。

あと来年度から、地元の大学との連携も検討しております。大学との交流の中で人づくり、地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。あとは、県と連動しました移住促進の政策についても、しっかりと取り組んで行く予定をしております。

次に、生活しやすい、子育てしやすい環境の整備についてですが、これまでも検討はされてきましたけども、さらに保育施策の充実、保育料の減免についても検討したいというふうに考えております。

また、本年度計画策定をして進めてまいりました男女共同参画、男女が一緒にこのまちづくりに参画をしていく、そういうまちづくりを進めていきたいと、そういう環境を整備していきたいと、そのように考えます。

また、これまでも取り組んできましたけども、みんなで福祉のまちづくり事業、この取り組みに関しても引き続き推進をしていくということを考えております。

あと、ウォーキングなど、この町を挙げての取り組みの中で健康づくり、健康な町をつくっていく、その取り組みに関しても積極的に取り組んでいきたい、そういうふうに考えております。

最後に、地元資源を活用した仕事の場のつくり、産業振興についてですが、今までどおり青年就農給付金制度、それを推進をし

ていくこと、またレンタルハウス事業等就農者への支援をしていくこと、また自伐林業への取り組みで、この地域の資源を使った産業振興にも取り組んでいくこと。

あと、店舗や会社など、新しく起業したい、そう思われる方がいたら、起業家の支援についても、町としては取り組んでいくことを検討したいと、そのように考えてます。

この3つをバランスよく取り組みをし、町内外に広く発信をしていく、このことで人口減少の対策は打てるのではないかというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

人口減少問題を重要課題として捉えるということでございます。それには、大きな政策、3つの政策があるということで、そのようにして、やはり、最重要課題として位置づけて対策を打っていくと。その対策、打つという中でですね、総合計画の中で、やっていくということだと思いますが、やはり、これは総合計画の中でもどのようにしていくか、例えばですね、本山町では、定住促進委員会というのを設置してですね、具体的なビジョンを策定をしておるわけです。策定して取り組んでおると。私は、役場の中でも、このような横断的なチームをつくって、協議して政策に結びつけるということを実施したらよいのではないだろうかというふうに思っておるわけでございます。

この定住人口減少、この対策でですね、他の町村の動きを見えますとですね、まず、高知県は、産業振興計画の中で移住に力をいれておるわけでございます。移住希望地調査によるとですね、高知県は全国6位、何をもとに判断をするかということ、安心、安全と子育て環境を重視しているようでございます。

この子育て環境というのは、どこともよく人口減少に歯止めをかけるということに関しては注目していて、実施しておるようでございますが、高知市では新年度予算で、「育みの環」という子育ての支援の充実を打ち出しています。日高村は子育てしやすい村づくりを目標にしていますし、津野町では人口減や少子高齢化への防波堤として、さまざまな子育て支援を充実させておるわけでございます。馬路村のことも先日、新聞に載っておりました。

このように、どこの行政でも、子育てということには取り組んでおると思いますが、どこでもやっているのです、少々のことではなか

なかと思わずにですね、課題を取り上げて取り組む、そういうことを、チームをつくって具体的なビジョンを策定してやっていってはどうかと。なぜかといいますとですね、やはりそういったビジョンをつくる場合に、なかなか施策を実際に講じるにはですね、資金とか、その他の制度の絡みがあって、なかなか一般の者ではわかりづらい、実際に実施していくとなるとやっぱり、プロジェクトチーム的なものを役場の中につくってですね、有効な手立てをやっていくということをしていくべきではないだろうか。

佐川町では現在、子育ての支援もいろいろあるわけですが、さらに子育て支援についてはですね、いろいろ経済的な支援の方法もあります。これは、例えば、現在、小中の医療の無料化をしておりますし、第3子以降の保育料の無料化とかもやっております。

また、例えばですね、小中学校の1年生全員にですね、新入学の1年生全員に、小中学校の、学校で使用する体育着、こういったものを支給していくと。そうすると非常に、若い子育てしておる家庭に喜ばれる。なかなか今の若い人は、所得水準が上がらなくて困っておる。結構、入学の際にはお金がいのよね、っていう悩みがあるわけですが。そういったものを支給するという方法もあるわけですが。1人当たり1万円ぐらいあればいくんじゃないかな。佐川町にすれば、それほど大きな金額にはならない。あるいは、よそでは部活動の年間会費が結構いるよ、そういうものにも支援しているところもあります。

そういったことなんかも具体的に検討していくようにしていけば、比較的少ない予算で効果がある方法もあると。そういったことですのでですね、プロジェクトチームを組んで、我々が一つずつ取り上げていっても、なかなか、いろいろの絡みがありますので、何ができるか、どうすればいいかということ、やっぱり役場の中でも話し合っていたきたい。そういうプロジェクトチームをつくってはどうかというふうに思うわけですが。

なお、移住に関して、産業の関係ですが、確かに産業の充実を図らなければなりません。一つ有利なのは、佐川町がベッドタウンでございまして、仕事を持った人に来てもらうということも一つの大きな考え方でありまして。それが魅力あるまちづくりにつながるというふうにも考えます。

とりあえず、ここではですね、役場内にそういったプロジェクト

チームをつくってですね検討して行っていったらどうかと。その単年度で結果が出るということにはならないと思いますけれども、やっぱりこの問題は、気長く継続的に取り組んでいく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。移住、定住対策で、具体的にプロジェクトチームを早期に立ち上げるということは現時点では考えておりません。

26年度から総合計画を策定していく中で、行政職員の中でプロジェクトチームを組んで取り組んでいくということになると思います。2年間かけてつくった計画を、実際に実行に移していくときに、一つの課題である定住、移住対策について、ワーキンググループなりプロジェクトチームをつくって進めていったほうが良いという判断をしたときは、つくりたいとは思っています。現時点では考えておりません。以上です。

4番（森正彦君）

急なことを言うてもいけませんし、そういった方向でですね、私もそのことについてはずっと、町の課題だと思っておりますので、見守らせていただきたいと思っておりますし、勉強させていただいてですね、またこの場でも発言させていただきたいというふうに思います。

3問目ですが、3問目は12時が鳴りましたけれども、短いので、3問目、我慢していただきたいと思っております。

再任用職員の活用について、お伺いたします。現在、佐川町の職員の定年は、60歳であります。しかし、公務員にはですね失業保険もなく、また年金もゼロの期間も生じます。支給が始まったとしても65歳までは十分ではありません。国の制度でそうなっているわけでございます。

国も希望者全員を雇用しなさい、しなければなりません、ということでは法律で決まっております。で、再任用は当然実施すべきであります。私は、再任用の職員は経験豊富で多くの知識があり、技量も高いので、その能力を生かすべきだと思っておるわけでございます。

しかし、現在それが十分生かされているとは言えないというふうにも感じておるわけでございます。このことは町にとっても大きな損失でありますし、本人にとっても、職場人生の最後の仕上げとし

てですね、力量を発揮できる職務を与えるべきではないかと思えます。このことに関する考え方と、それから 25 年度の再任用制度の人数と配置部署、26 年度の希望者数を教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。再任用職員の皆さん、今年度も一人一人それぞれの能力を発揮して、一生懸命、町のために仕事をしていただいていると思えます。26 年度に向けましては、さらに、それぞれ再任用職員の方の能力をしっかりと把握をして、この町のためにいかに働いていただけるか、経験をフルに活用して働いていただけるかということ、しっかりと考えた上で人員配置をしていきたいというふうに考えております。

人数等詳細につきましては、担当課のほうから説明をさせていただきます。以上です。

総務課長（岡林護君）

再任用職員の平成 25 年度、5 名ですが、その配属先ですが、総務課が 2 名、それから収納管理課が 1 名、そして税務課が 1 名、それから教育委員会の給食センター 1 名、の 5 名です。26 年度につきましてはですね、現在 7 名を、本年度退職する者も含めてですね、7 名を雇用する予定であります。また、当然何と言いますか人事異動が発表されてない段階です。どこに配属するとかいうことについては、お答えは控えさせていただきます。

4 番（森正彦君）

この再任用のことに関しては、やはり職員に示せるしっかりしたマニュアル、手引き、とか方針といいますかね、方策をつくるべきであると思えますが、どうでしょうか。

町長（堀見和道君）

マニュアルは必要ないというふうに思えます。しっかりと意思疎通が図られて、町として、例えば 26 年度の町の運営方針はこれだと、この中で、あなたはこの課に配属をされました。役割はこうです。ですから今までの経験を生かしてこの仕事をしっかりとやってください。そのコミュニケーションがとれてれば、普通、マニュアルは必要ないというふうに考えます。以上です。

4 番（森正彦君）

ちょっと、私の質問はよろしくなかったかとは思いますが、

そのようにですね、しっかりと、やっぱり活躍できる場を与えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

食事のために、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時8分

再開 午後1時32分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

1番議員の下川芳樹でございます。議長のお許しを得て、通告に従い、4点ほど質問をいたします。

質問の前に、質問に関する私見を述べさせていただきます。

先月開会の県議会2月定例会にて、尾崎知事は所信表明で、県庁組織が常に成果を意識し、新しい物事にチャレンジしていく積極的な姿勢を持ち、想像力を発揮していかなければならないと述べ、産業振興計画や南海トラフ地震対策など、施策の実効性をより上げていくとの考えを示されました。

課題解決の先進県を掲げた2期目で、解決策が見えてきたものや、成果があらわれてきたものもあるとした上で、より多くの県民に県政浮揚の実感を持ってもらうには、さらなる取り組みの強化、進化が必要だとしています。

特に、2014年度の産業振興計画の改定では、より大きな、より実効性のある施策を実施する。各施策の連携で相乗効果を発揮すると強調し、高知家プロモーションを地産地消、外商、観光振興、移住促進で統一的に展開し、次世代施設園芸団地の整備などで、一次産業の競争力を強化していく方針を示しました。

中でも、TPP、環太平洋連携協定をにらみ、政府の13年度補正予算と14年度当初予算案に盛り込まれた事業をチャンスと捉え、農

業を中心とした一次産業強化策への手厚さは際立っております。

高知県の抱える課題は、すなわち、県内の市町村やそこに暮らす住民の抱える課題であって、市町村と連携して県民の満足につながる政策であり、予算であると信じております。

我が町佐川町も、国や県の予算をチャンスとして上手に活用し、小さな負担で大きな成果を上げていただきますよう、お願いをいたしまして、質問に入ります。

なお、通告した質問の順番が前後いたしますが、お許しをいただきたいと思えます。

初めに、新年度における町の重点取り組みについて、お伺いしたいと思います。この3月定例会で、堀見町政による初めての町の運営方針や、予算の編成内容が提案されました。町長からの詳しい行政報告や午前中の森議員による質問への回答から、町の重点施策や予算の内容については、おおむね把握ができましたので、繰り返しの質問はいたしません。

ただ、私からは、先の私見でも申し上げましたように、町の課題解決のため、国や県の予算をチャンスとして上手に活用し、小さな負担で大きな成果を上げていただきたいとの考えから、次の質問をしたいと思います。

初めに、県が取り組んでいる課題解決の考え方や方法について、佐川町の課題を解決していく上で、どのように評価をされているのか。次に、評価をされているのであれば、県の進める課題解決のための事業を、我が町の課題解決のため、積極的に活用されているかどうか。3点目に、共有できる課題については、連携して進めていく考えはありなのかどうか。以上を、お聞かせいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

それでは、下川議員の御質問にお答えさせていただきます。県の産業振興に関する取り組みは、佐川町として、町長としては、大変評価をさせていただいております。

私がまだ4カ月少しの町長としての役目、務めでありますので、2期目を迎えられました尾崎知事の取り組みに対して、何か、えらそうな立場で評価するっていうことはできませんけども、県の取り組み、勉強させていただきまして、大変前向きでチャレンジをする取り組みになつてるといふふうに評価をしております。

その上で、県の施策の中で、集落活動センターの取り組みに関しましては、佐川町としても、今後のまちづくりにおいて、人のつながりをつくる施策の上において、大変、取り組まなければいけない事業だと高く評価をしております。

昨年度から、尾川地区で取り組みをスタートさせましたけども、今後も黒岩地区、斗賀野地区、できましたら加茂地区におきましても、この活動に住民の皆さんが主体的となって取り組んでいただく、まず、そのことがスタートとなり、町として支援をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

予算につきましても、県の補助事業を使わせていただき、施設整備、ソフト部分での対策を講じること、その点について予算化をしております。

また、県として、大豊製材の取り組みも踏まえまして、林業県として自立をしていくんだと、取り扱う木材の量を増やしていくんだということで取り組みを進めております。具体的な進め方は違いますが、佐川町としても、この山の資源を生かして、林業としての取り組みをチャレンジしたい、その思いで自伐林業の取り組みを進めていきます。

予算的には、来年度は、国の特別交付税の措置のある地域おこし協力隊の取り組みを中心に進めてまいります。あとは、県の補助事業としても今までも活用してまいりましたが、林道敷設における補助、それに対して、町として少し上乘せをして、林業の活性化に向けた1歩を進めたいというふうに考えております。

3つ目の御質問ですけども、県と連携をして進む意思はあるのかということでもありますけど、当然、県の取り組みと連動をして、町としても、しっかり町政をとり行っていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。今、高知県は、危機的な意識を持って、その置かれた状況をしっかりと把握し、この課題解決のために、何をしなければならぬのか真剣に考え、取り組みを進めています。町が抱える課題解決につながる事業が、県の補助事業の中からもたくさん出てくるのではないかと思います。今後とも、十分にアンテナを張って、その事業の予算や人員を有効に活用されることで、町の一般財源を町単独の取り組みに活用されますよう、切に要望い

たします。

また、平成 26 年度一般会計予算案に見られるように、精査された事業の中で、予定の予算規模枠よりも低く抑えられた一般財源予算を単に残すのではなく、メリハリのきいた独自の取り組みに生かしていただきたい。町単独予算でしか対応できないさまざまな町の課題解決のために、ぜひ、使う時期を見定めて、しっかり使っていただきたいと、このように思っております。

次に、2 つ目の質問に移さしていただきたいと思います。

地域の基幹産業、とりわけ、ここでは農業を支える支援策について、お伺いをいたします。

人口減少の進む我が町の大きな課題の 1 つに、若者の定住対策がございます。少子高齢化や過疎化の波を打ち消すには、若者が地域にとどまり定住することが重要であり、そのためには、経済的な自立の場、働く場所が必要不可欠でございます。その働く場所の選択肢として、町の基幹産業である農業への就農がございます。若者が住み慣れた地域で就農することにより、集落活動や農地の多面的機能が維持され、地域集落を継続していく大きな力となります。

県においても、課題は等しく、定住対策を推進する上で、新規就農の必要性を重視し、地域で暮らし稼げる農業を目指し、担い手の育成や集落組織、営農組織への支援策に力を尽くしており、産業振興計画でも、農業を中心とした 1 次産業強化策が盛り込まれております。

そこで、当町における新規就農対策や基幹作物への支援策について、どのような取り組みが行われているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。新規就農者また基幹作物への取り組みでございますが、新規就農者対策といたしまして、国の青年就農給付金事業がございます。これは、人・農地プランを地域と一緒につくっていったエリアを対象としまして、新たに農業に参入される 45 歳までの方に支援金が年間 150 万円、5 年間継続されるものでございます。

現在、斗賀野地区と黒岩地区の一部で人・農地プラン策定しております。この交付金が支給されております新規就農者は 14 名おいでになります。来年度も、この 14 名は継続されて、交付をされる

ものでございます。

本年度におきまして、他の地区、町内の農業振興地域の中の農用地全てにつきまして、人・農地プランを策定いたしました。そうすれば、新規就農した場合、45歳未満の方が就農した場合、一定の条件をクリアできれば、この給付の対象となります。そのため、新年度予算では、この4名に加えて新たに5名を、何とか確保したいと思ひ、予算化をしておるところでございます。

また、基幹作物につきまして、議員御案内のとおり、以前に導入しました小袋包装機、パーシャル式の小袋包装機2台導入しておりましたが、ずいぶん年数がたってまいりました。それで、まずは、ニラ生産部会の総会での要望とか意見交換をした上で、県とも相談し、補助事業の枠ある、ということで、去る今年の12月の定例議会でございましたか、補正予算を組まさせていただきますして、永野の集出荷場のほうに小袋包装機2台を設置できてございます。

ニラは、今、佐川町の第一の基幹作物になっておりまして、新規就農者、若い方の参入も非常に多うございます。そういう意味で、この新たな包装機が導入できたということは、非常に意義深い、関係各位皆喜んでおるところであります。

さらには、これに、ニラに入っていくのに、お年寄りなんかには御協力をいただきましておりますそぐり作業でございますが、なかなか新たにやっただく方が町内のほうで見つからないということが課題になっております。新たに参入するにしても、また規模拡大するにしても、そぐりをやってくれる方がいないという課題がございます。これも、県のほうに相談しまして、ようやく補助事業で導入することができるようになります。そのため、3台のそぐり機につきまして、当初予算で予算化をさしていただいております。

また、以前からやっておりますレンタルハウス事業でございますが、これが、新規参入では15分の11というふうに大きな補助率で、町と県でございますが、施設園芸に参入できるということで、もう10何年前から取り組み、大きな成果をいただいておりますが、これも25年度は2件、5,300平米当たりのレンタルハウス導入することができました。

来年度につきましては、3件、6,800平方メートル、ニラが2件、イチゴが1件というレンタルハウス事業を、予算化をさしていただ

いておるところであります。

また、このレンタルハウス、これは、1レンタルハウスが5アール以上ということであります。ところが、作物によりましては、イチゴ、これもやはり当町の基幹作物では変わりございませんが、イチゴは最大つくっても、1反5畝から2反ぐらいであります。規模拡大していく、このときには5アール未満ぐらいで、家族労働でいけば5アール未満ぐらいの規模拡大をしていけば、ちょうどぐらいな面積になります。

ところが、これが、県の事業では、補助対象になってございません。これ、なかなか県とも協議させていただきましたが、なかなか地域が特定されるというような、ほかにも理由があったようですが、県単事業にはなりませんので、もう、やむなく町単独事業としまして2分の1の補助でございますが、5アール未満のハウス、またレンタルハウスの事業にはのらない簡易ハウス、これを来年度から補助事業化するように予算化をさせていただいておるところでございます。

今後とも、新規就農者、基幹作物の振興に向けて、精一杯努力をしていきたい、いかなければならないというふうに思っておりますので、今後とも御指導、御協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。前段でも申し上げましたように、佐川町に定住をしていく一つの産業として、先ほど、町長のほうも林業のほうの事業推進というふうなこともございました。特に、中山間の佐川町にとってみたら、農地の活用、また山の活用というのは、やはり、この地域を守っていくための多目的機能を維持していく、それにつながる重要な活動であると思います。その活動を推進すると同時に、地域の中で安定した生活ができる、それが暮らしていける就労の場になれば、すばらしいことじゃないかなあというふうに考えます。

産業建設課長のほうから事業の内容を伺いましたが、特に、今現在、ニラについては、高知県が全国でもトップクラスの生産量をほこり、就農する若者もニラに就農する数が多い。このように理解しております。

今の制度自体、現在就農を希望している皆さんにとって、十分に、

その希望に沿っている状況であるのかどうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。補助事業的には、レンタルハウスの導入とか、またこのたび、先ほど説明しました小袋包装機、それと新たにそぐり機、これが、そぐり機が今だけでなく、続いて、今後将来に向けて新たに参入する方々、そういった方が利用できるようになれば、よりよい対応になってくるのではなかろうかと思います。また、進めていくには、やはり新規参入していく場合、ニラでしていく場合、どの作物も同じですが、よりよき相談相手、いかにスムーズに農業へ展開できていけるかと、これが一番課題になってこようかと思えます。これが、一番課題になってこようかと思えます。

現在、新規就農する前に、研修制度がございまして、町内ではニラに関しましては3名の方が指導農業士となっていていただいております。この指導農業士が、さらに拡大できるように、拡大しながらそのもとで研修ができて、また各種事業、レンタルハウス等を活用していきながら参入できるように、これからもまた支援していかなければならないと思うております。

こういったニラを初めとした農業への参入、非常に、人口対策あるいは少子化対策、受け皿として大きな意義を持っておると認識しておりますので、今後ともまた精いっぱい努力していきたいというふうに思うております。

1 番（下川芳樹君）

ニラの水圧式洗浄そぐり機ですが、本年度の予算で3台構えるというふうな計画で進められているということでございます。この3台というのは、今現在、佐川町におけるニラ生産農家、例えば新規就農、それから規模拡大農家を含めてですね、3台で十分に対応できる状況であるのかどうなのか、また先ほどちょっと触れられました今後ともですね、このニラのそぐり機、継続して補助事業の対象になるのかどうなのか、このあたりをお聞かせください。

産業建設課長（渡辺公平君）

このそぐり機につきましては、議員御存じのとおりだと思いますが、そぐり手不足への対応、私、ニラの生産部会の皆さんと話しておったときには、何とか県の事業でレンタルそぐり機と、レンタルハウスじゃなくて、新たにレンタルのそぐり機、これを導入できん

だろうか。1戸の農家へレンタルしていきやり方でございますが、これをしていけば、そぐり手不足の解消、規模拡大のときの対応、非常に円滑にいきやすいものでございます。ところが、県の事業では、このレンタルそぐり機制度とかいうようなこのものが、現状はない、また対応できないということでございます。

そのため、この3台でございますが、これどうするかというたら、1カ所のほうに農協のほうで置いて、そこへニラを持って来てもらって、そのそぐり機で活用していく、こういうようなやり方が現状になってまいります。

こういったやり方では、なかなか各農家が、それぞれ施設を構えて、1軒、1軒でそぐりをやりゆう現状からいえば、なかなかそういうやり方はなじまない状況ではないかと思えます。

ただ、若い方はなかなかできん現状でもありますので、新規参入者のみでも、こういった3台を活用して共同でのそぐり機が一部できんかということで、参入するものであります。

今後は、やはりレンタルそぐり機的な要素を対応できるように県のほうにも要望し、協議を進めていかなければならないというふうに思うておるところであります。

1 番（下川芳樹君）

町長にお尋ねいたします。先ほど来申しておりますように、産業の1つとして、定住策の1つとして農業振興というものは、やはり佐川町を支えていく上で大きな柱になろうかと思えます。前段でも申しましたが、予算の活用の仕方、つまり同じ方向、同じ課題を向いている国とか県の予算は有効に活用し、市町村独自の予算については、その町の特色を持った事業に有効に活用していくと、こういう考え方に基づいて、特にですね、県とか国とか、その他の補助金が得られず、ニーズが高く、ましてそれが有効に町の将来に役立っていけるようなもの、これはまあニラのそぐり機には限りません。いろいろなものがあるかと思えます。このようなものに対してですね、やはり単独、独自にその支援をしていくお考えはございますでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。来年度も、町の単独の事業も組み立てをしております。少しずつ検討しながら、この町の実情に合った産業振興としての農業振興、手を打っていきたいというふう考えております。

以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。特に、地域の中の若者が定住する施策というものの選択肢が少ない中で、やはり農業を基幹産業としてしっかり根付かしていく、それが、ひいては、その地域のため、地域の集落、それから助け合い、こういうものを守っていく若い力の継続につながってまいると思っていますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問に移らさせていただきます。

移住促進に関する取り組みについて、佐川町における移住促進の具体的な考え方については、先ほど森議員の御質問の中でも御回答いただいております。

県も、2014年度の産業振興計画の柱として、移住促進を捉えております。佐川町においても、やはり移住というものは、人口減少の一つの対策として十分活用できる手段であり、また、今後ますます高齢化をしていく佐川町の状況の中で、例えば今現在、高知県のような日本の10年先を進んでいる高齢化率、また地域の中では右肩上がり、どんどんどんどん高齢者が増え、介護保険の金額が上がっていく施設が、どんどんどんどん増設されるというふうな状況の中で、やがて高齢者のピークがまいります。これは、人口減少とあわせて高齢者も上り詰めた部分から、今度は下り、下がっていく、そういう状況の中では、その地域の中に、せっかく培われた人材であったりとか施設、そういうものも残されてくるというふうな状況になります。

ちょうど、それと相反して、都会、都市周辺では、労働世代が一気に高齢化を迎えるというふうなことで、高齢化が著しく進むという状況になると伺っております。

このような高齢者対策であったりとか、それから佐川の魅力を十分に引き出した佐川にとって必要な人材、そのような方たちに、ぜひ、佐川のほうへ移住をしていただいて、佐川のために御活躍いただければいいかなあ、そのように考えておりますが、お考えをよろしく願いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。先ほども森議員の御質問に対してお答えをさせていただきましたが、まず、移住ありきというふうには考えておりません。やはり、まず佐川町の人が、外から見て、生き生きと

輝いているな、と。何か、前向きに取り組んでる町だなあ、魅力ある町だなあ、そう映っていく、そういうふうに感じてもらえる、そういうまちづくりが一番大事だというふうに思います。

もし、現役を引退され、65、70になられた方、能力的に、例えばこの佐川町に移り住んで、何かお役に立っていただける方、そういう方に来ていただくためには、この佐川町が魅力ある町っていうふうに映らないといけないというふうに考えてます。

高齢者のピークもそのうち迎え、施設のほう、空き部屋、空き室が今後出てくる可能性もあります。下川議員がおっしゃるように、大都市圏では、急激な高齢化が進んでいく中で、施設不足、そういうことに起因する地方への移住っていうのも、今後考えられてきます。

その受け皿として、そういう人たちの活躍の場をつくれる町として、この佐川町が、今後5年、10年かけて、まず自主的に自助の精神で、魅力あるまちづくりをしていくということが大切であると思っておりますので、今後もぜひ、またお力添えをお願いしたいというふうに思います。以上です。

1 番（下川芳樹君）

4月から機構改革で、移住促進に関しては、チーム佐川推進課のほうで業務を遂行されるというふうに伺っております。移住促進の業務にかかる具体的な職員というのは、何名になる予定でしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。移住促進に関する業務だけっていうことではございませんが、課として5名程度の課員で仕事に臨んでいくということを今、想定をしております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

将来的に、佐川町をすばらしい町、住みやすい、そこに住む人たちが輝いている町、そういう魅力ある町として町外からですね、その町の魅力を感じて、人々が移住をしてくるっていうふうな考え方も、確かにございます。その中で、そういう町をつくっていく、また移住の受け枠を育てていくっていうふうなところではですね、なかなかその難しい問題も個々にあるかと思えます。例えば、県は、2015年までに500組の移住者を高知県に招き入れろうというふうなことで力を発揮するように頑張っておられます。

各市町村においても、それぞれの魅力を発揮しながら、移住を受

け入れていくというふうな形になろうかと思いますが、しっかりした目的で移住を推進をしていくというふうなところになるならば、町外からの移住者にとって、最初の端に顔を合わせる担当者、その方が、すなわちは、その佐川の顔というふうなことになろうかと思えます。その方の対応次第ですね、佐川が好きになったり嫌いになったり、こういう状況もあろうかと考えます。

考え方の差っていうものはあろうかと思いますが、やはりその移住というものも一つの柱として考えていくなれば、町外の移住を希望される皆さんに、しっかりした対応ができる組織体制というものを確立していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。下川議員のおっしゃるとおりでございます。今、現在も移住に関して取り組んでいる職員、一生懸命おもてなしの心で真剣に取り組んでくれております。私も、会社の経営をしておりましたから、採用、人事がとても大切だということは、十分理解をしてるつもりでございます。

私も、地域おこし協力隊の高知県の取り組みを大阪でやったときに、具体的に現地に足を運びまして、私みずからも、この佐川町にぜひ来ていただきたいという気持ちを、来場者の方に直接伝えさせていただきました。

26年度に関しても、担当者並びに町長として、この町のリーダーとして、地域おこし協力隊員などで県外から町外から佐川町に来ていただく方々には、おもてなしの心を持って、しっかりと対応していきたい。そのための組織づくりをしていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

移住に際して、一番重要な情報というのは、住む場所である空き家情報であろうかと思えます。空き家の活用については、これまで市町村が行う修繕の半分を県が負担をして賄ってきたというふうに伺っておりますが、今後、国の事業を活用すると4分の3の補助が該当すると。ただし、中間保有というふうな形で、市町村とかNPOなりの団体が空き家を借りて運営を管理をするというふうな方向に移行するようでございます。

なかなか、その空き家情報を集める、またその空き家を所有されている所有者との折衝をしていく、その中で、有効な空き家を見つ

け、そことつないで地域をつなぐっていうことは、なかなか大変な労務であろうかと思いますが、将来的に、こういう作業をですね、地域の団体であったりとか、NPOであったりとか、そういう組織のほうに移管する、移行する、委託するっていうふうなお考えはおありでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。地域の団体、NPOの方に、委託、移管するかまでは、現時点では結論は出ませんが、来年度以降、地元の方々と協力をさせていただきながら、空き家の情報など、その空き家の所有者と近い方、その集落の方、いろいろ協力をしていただいて、しっかりと有効に活用させていただけるように取り組みをしていきたい、いうふうに考えております。

空き家の情報に関しては、職員が積極的に情報を収集をして、地域おこし協力隊員等来ていただく予定の方には、しっかりと提示をして、一緒になって住居の手当をできるように、今、取り組みを進めているところであります。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。これまで、堀見町政に移行する以前の話でございますが、町長も御存じのように、佐川町の職員数というのは、大変、正規の職員が少ない、少ない中で課題についてはたくさんの課題を、それこそ、そのほかの市町村の類に負けないほど、事業としてはこなしている。こなしている内容について、多くの仕事を抱え過ぎて、一つ一つの仕事が十分に完結できてない、できないというふうな状況も、私自身が職員であった時代に経験しております。

やはり、町の柱というものが 10 本も 20 本も立つということはなく、強弱、メリハリをつけてですね、やはり業務を進めていかざるを得んわけですが、重要な柱とする課題については、そこに担当する職員についても、しっかりその業務に打ち込めれるような、そういう体制づくりというものを、ぜひお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

福祉関連計画の進捗状況について、お伺いをしたいと思います。平成 25 年 4 月 1 日より、障害者や障害施設を支援する目的で、障害者優先調達推進法が施行されております。佐川町では、現在、どの

ような取り組みがなされているのか、お伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えいたします。

障害者優先調達推進法というものですが、これ、ちょっと少し、内容を御説明いたしますと、障害者の経済的な自立支援、これを促すために、国や地方自治体などの公の機関が障害者就労施設へ優先的あるいは積極的に発注することについて定めた法律でございまして、平成25年、昨年4月1日に施行しております。

この法律の内容の中で、地方自治体については、毎年度、あるいは県庁や市町村の役場の中の組織でですね、調達方針を定めて、その調達実績を公表するという内容も盛り込まれております。

それで、取り組みの状況ですけれども、県内の取り組みの状況ですが、まず、高知県につきましては、平成25年の12月、昨年の12月に策定をしておるといふふうにお聞きしております。

市町村レベルでは、しっかり把握はしておりませんが、まだ全て策定には至ってないというところのようですが、本町については、この3月、この間ですけれども策定をいたしまして、町のホームページでも公表を開始をしております。

その内容については、障害者就労施設から調達可能な物品、そういったものの情報提供を受けて、それを役場の各課が物品を調達する際に活用するというので、そのことによって障害者の就労施設への優先的積極的発注をし、ひいては障害者の就労支援、経済的な自立につながっていくといふふうな内容になっております。

ただ、今年度については、3月、この間の策定ということで、実質的な運用については来年度、26年度からの運用になろうかといふふうに考えております。以上です。

1番（下川芳樹君）

計画は、3月のこの時点でできたといふふうには理解してよろしいですかね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

この調達方針については、毎年度、単年度の計画ということになっておまして、今年度、25年度については3月に、このほど策定し、26年度については、改めて4月以降策定するということになります。

1番（下川芳樹君）

わかりました。佐川町内にも障害者施設、いくつかございますので、また全町で有効な御意見をいただきながら、障害者施設また障害者の皆さんの支援のためにお力をいただければよろしいかと思えます。

続きまして、平成 27 年度より実施を予定しております、子ども・子育て新システム、この流れももう 1 年というふうに期間が迫ってまいりました。これまでの市町村の取り組み状況、また今後の計画等についてですね、報告を願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この子ども・子育て新システムにつきましては、平成 27 年度からの本格施行を予定になっておりまして、現在、この子ども・子育ての事業計画をつくるに当たって、ニーズ調査、これを子育て世帯等を対象にいたしまして、昨年 11 月に実施をしております。

現在は、この調査の集計あるいは分析中ということで、年度内にその結果が終わる予定になっております。その結果、分析の結果を受けて、4 月をめどに、第 2 回の子ども会議、佐川町版の子ども会議を開催をして、その中身、保育とか子育てサービスの量の見込みであるとか、そういったものの検討に移ってまいります。

それで、6 月もしくは 9 月議会のほうで、市町村が基準として定めなければいけない公立の保育所あるいは認定こども園、幼稚園等の設置基準、それから放課後児童クラブの設置運営基準、地域型保育事業の認可基準、こういったものの議決を経て、それから 11 月ぐらいから、これは目安ですが、新しい 27 年度の保育所等の認可事務に入っていきます。

26 年度中に、27 年度からのいろいろな子ども・子育て事業に関する計画、これも 26 年度中に策定をするという予定にしております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

新システムへの移行については、十分に論議をされながら、佐川町の子供たちが、育ちやすい環境、また過ごしやすい環境、保護者のかかわりも十分に考えながら、仕上げていっていただきたいと思えます。

健康福祉課においては、年間を通じて、細分化されたさまざまな

業務をこなしながら、また、直接人命にかかわるような案件等についても対応しながら、さまざまな計画を、毎年毎年、数多く樹立していなければならぬというふうな状況です。その計画自体は、本来ならば、その計画を実行されることによって、町がよくなり、そこに住まわれている計画の対象者が幸せになっていけるような計画でなければならぬ。それが原点でございます。

その中で、なかなか業務に追われて、やっつけ仕事の計画になるような状況では、大変、せっかくつくった計画も、十分に力を発揮できない、そのような状況になろうかと思えます。厳しい状況の中で、しっかりした計画ができるような人員体制であったり、組織体制であったり、そのようなことも、やはり今後、大きな課題として考えていかなければならないような状況の課の1つであると、私も認識しております。

町長は、本年度、機構改革の中で、新たに、推進課、チーム佐川推進課をつくられるというふうなことで御提案をされております。健康福祉課においても、もう今、さまざまな要因がたくさん生まれております。今後も介護保険福祉、それから高齢者福祉計画、続いて障害者関連のさまざまな計画、どんどんどんどん目白押しの計画も出ておりますので、ぜひ、個々の部分をですね、計画がやっつけ仕事の計画にならないように、本来、計画に盛り込まれた皆さんが、しっかりその計画によって健やかに生活ができる、暮らしていけるような、そういうふうな環境になりますようお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

引き続き、13番、徳弘初男君の発言を許します。

13番（徳弘初男君）

13番、徳弘初男でございます。議長にお許しをいただき、3点ほど、この場から質問をさせていただきます。

質問に入る前に、少し、私の私見を申し述べさせていただきたいと思えます。私は、議員の生活に21年間の間に5人の文教のまちを、それぞれ、すばらしい町にしたいという個性ある首長さんに仕えてまいりました。平成から少したどった道を、時間をお借りして報告させていただきたいと思えますが、平成5年8月、初めて選挙

で当選させていただき、最初に、文教のまちには何が要るかということをございまして、やはり文化の里、文化ホールをということで取り組みをいたし、それ以後、平成 12 年に、健康福祉センター「かわせみ」及び、三野公営住宅整備事業、そして 14 年には、高知よさこい国体サッカー大会を誘致、15 年、かいな団地整地造成工事等、また 21 年には、念願の町立佐川中学校の開校、また 24 年には、またこれも町民の念願でありました耐震化に向けての町立高北病院のオープン等が重立った箱物事業でありました。

今から 6 年前の平成 20 年 9 月定例議会において、財産管理の件で、町内には多くの土地や山林があるので、総務課の財産管理担当に、後々誰が課長にかわられても、佐川町の土地が一目瞭然でわかる資料を作成しておくべきと、当時の味元前総務課長に提案をしておりまして、先日、総務課に行き、閲覧をさせていただきましたところ、すばらしい公会計資産台帳が仕上がっておりますことを報告させていただき、味元前総務課長にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、1 点目といたしまして、太陽光発電事業、いわゆるメガソーラー計画の進捗状況でございますが、この件につきましては、新エネルギー対策の一環として、西佐川駅裏の公共下水道処理場予定地に、県、町、民間の共同出資によるメガソーラー事業を実施するため、資金を、平成 25 年度予算、各 3,033 万円を予算化しておりますが、まず、事業の開始の時期からお示しください。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。西佐川の東隣でございます旧の公共下水道の処理場予定地でありました土地を活用しましての太陽光発電事業でございます。これの移行に関しまして、地元説明会等、大変、御質問の議員にはお世話になりました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

さて、このメガソーラーの事業に関しましては、現在、発電所建設予定地の、農地法の許可申請を行っております、先般、高知県農業会議のほうから、転用の承認をいただいたところでもあります。そして、その後、佐川町農業委員会から許可がおり次第、今月中に草刈り等を行いまして、新しい発電事業者を引き継ぐということで考えてございます。

新しい発電事業者は、4 月に設立される予定でございまして、事

業、仮設道あるいは造成工事の開始といたしました事業は5月から予定されておるところでございます。

13番（徳弘初男君）

その時期はわかりました。しかし、これには必ず仮設道が入るわけでございますが、その規模と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。現在の農道では、大変幅員が狭いわけでございます。造成工事や太陽光発電のパネルの設置、こういったことを実施するのには、ちょっと支障を来す状況であります。

そこで、町道青去荷稻1号線、これからずっと西を見ますと、当建設予定地になりますが、この町道から春日川にかかる岩上橋、これを經由して建設工事予定地、ちょうど河川敷に右へ回り河川敷になりますが、そのまでの間の230メートルに仮設搬入道路を設置する予定でございます。

まず、町道青去荷稻1号線から岩上橋までの農道約170メートルにつきましては、この町道から岩上橋に向かって、左側の水田に、大型土のうを設置し、盛り土を行います。盛り土と土のう部分合わせた幅員は、5メートルになる予定でございます。

また、この岩上橋を渡り、春日川の河川管理道、北向いて建設予定地の、ちょっと町有地まで河川管理道、約60メートルにつきましては、水田側に土のうを設置して盛り土を行う予定でございます。幅員は、この河川管理道と盛り土、土のう部分合わせて6メートルになるということでございます。

なお、全ての地権者の方からは、土地使用の承諾をいただいておりますという状況でございます。

13番（徳弘初男君）

その仮設道の規模はわかりました。ただ、その川にかかっておる橋は、大型の11トンが通りまして、幅員、そして大丈夫となっておりますか。もう1点、それと、この仮設道ができれば、その事業が済めば、取り壊すというやり方になっておりますか。

この件については、地域的な皆さんも、住民も、非常に西佐川駅までは道が狭いし、暗いし、危ないと、危険なというような声が出ておりますが、融通がきけば、将来的には仮設道を残していただくというような考えはありますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

この岩上橋の重量に耐えられるかということでございますが、これは、この事業をやる前には、これは県と町と民間業者とで、新たな会社を設立するわけですが、プロポーザル方式でやりました。そのプロポーザル方式をやる前に調査しまして、耐えられるという結論をいただいた上でプロポーザルに臨んだところでございました。すなわち、この岩上橋につきましては、重量等で耐えられるというものでございます。

また、この仮設道路につきましては、新たな発電事業者の予算の中で、計上しまして、その中で工事を行っていくものであります。先ほども私述べましたように、大型土のう等を持ってきたような非常に簡易な一時的な道路をつくっていくものでございます。

また、農地の転用につきましては、一時転用という形で、この仮設道路部分を許可を受けるようにしてございます。そういった観点からいいますと、なかなか、永久道路として残すということには、まずなりません。地元の御意向等、確かに、この町道からは、岩上橋を通り西佐川のほうまで行けば、非常に利便の向上するということは十分認識しておるところでございますが、当事業では永久道路にするというようなことにはなっておりません。まことに申しわけございませんが、十分御理解のほどよろしくお願いいたします。

13番（徳弘初男君）

永久にはいかないという話は聞きました。しかしながら、地元の議員としても汗をかきながら、また将来に向けて頑張りたいと思っておりますので、今、そういう機運になりましたら、またひとつよろしく願います。

農業転用が、許可がまだおりんげにスムーズにいかないということは、十分わかっておりますが、おおむね、完成の時期はいつごろになるでしょう。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。この太陽光発電の設置予定場所は、農地法の4条第1項の許可は、県のほうではおりてございます。あとは町の農業委員会のほうでの許可待ちという状況でございます。

後ろから、おろしちゅうという声がきましたので、了解いただきました。そういうことでございます。

仮設道路のほうで、一時転用をしていくというものでございます。

ちょっと前段長うなりまして、申しわけございませんが、先ほど言いましたように、5月から仮設搬入道路、造成工事に取りかかってまいります。7月から電気工事やパネルの設置工事、これが始まってまいりまして、順調に工事が進んでいきますと、本年11月から発電を開始できるのではないかというふうに考えてございます。

本年11月から発電を開始できるのではないかというふうに考えてございます。

13番（徳弘初男君）

1点目の御説明は、十分わかりました。それでは次に、2点目と3点目といたしましては、質問が関連がございますので、質問をさせていただく前に、ここも多少、私見を少し述べさせていただきます。

まず、国調といいますと、100年に1回の国土調査ではないかと思いますが、私ども佐川町の乙地区の荷稻地区部落ですが、平成24年度、近頃は、平成、西暦を言いますので非常にまどわしいことがございますが、西暦で申しますと12年度に、地域一体となって努力してあって、土地、山林の調査ができました。

この事業は大変な作業でございます。あの6月ぐらいのマムシの一番おる時期に、また、上から蜂がくる、下からムカデがくる、まだその他、コムシといいますのは、蚊ですかね、ヤブ蚊、こういうものが大変おる中で、町の職員の皆さん、そして土改連の方、推進員、協力員、サポーターの方の皆さんには、ただ感謝するのみでございます。

ここで、2点目といたしまして質問に入ります。佐川町の自伐林材の取り組みについて、まず、佐川町は自伐林業支援へということで、隊員5人を募集という記事も出ており、応募者はどのような成果になっておったのか、まず、お尋ねします。

町長（堀見和道君）

徳弘議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、国土調査の事業に関しましては、いつも御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。御質問の地域おこし協力隊員の応募状況の件ですが、12名の応募がありました。そのうち、地域要件を満たす9名を一次審査の合格としまして、これから3月の末に向けて、面接等行って、募集定員7名の採用を決めていく、そういう運びになっております。以上です。

13 番（徳弘初男君）

募集につきましては、大変盛会であったということで結構なこと
でございます。

それでは、ここで、新聞報道によりますと、14年度は尾川地区の
町有林で樹木の伐採、搬出、林道設置の研修を行うということですが、
12年度に国土調査で佐川町乙荷稻地区、山林面積 97.45 ヘクタ
ール、大した山林でございます。これも町有林が場所等、また細か
い数を申しますと時間がかかりますので、要約して町有林 4 ヘクタ
ールがあります。

これは、私の幼少のころから、荷稻地区には町の山がある、町の
山がある、ということで進んできておって、やはりこの国調で十分
な調査もわかりました。それではっきりした線引きもできました。
その以前に、森林組合さんに間伐をお願いした節がございまして、
その節、私の山も近くにありまして、ちょうどその森林組合さんが
「そりゃ徳弘さんの山がありますんで、一緒に町有林も間伐したら
どうですか」ということで、町のほうへ話したら、「そりゃよかろう」
と、「金もかからんき、やってもらえ」ということで、大まかな処理
は当時いたしまして、それから国調で、まだ 4 ところぐらいに、ち
よびちよびの山がありまして、合わせて 4 ヘクタールという山があ
ります。

そこで、先ほど申し上げました 97.45 ヘクタールの下げた住民の
皆さんが「山には魅力がない」という、実質、国調で回っていたと
きに、話でございまして「そんならそこへ、もう林道をつきとばし
のをつけてかまんか」と言いますと、「それはぜひ、そういうことを
してほしい」という要望があります。

先ほど質問をしました尾川は、もう、ことし 26 年度にやるんで、
次は、乙、荷稻乙地区にという来年度あたりのひとつのモデルコー
ースにいかがなものかと思いますが、町長、どうですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。26 年度は、自伐林業の実地の研修と
しまして、尾川の町有林でとり行っていくという計画をしております。
す。

今後の佐川町の林業の取り組みに関しましては、1 チーム 3 名か
ら 5 名のチームで、100 ヘクタールほどの山林にチームとして入り、
その山を間伐をしていくというスタイルで予定をしております。

そういう意味で、実地研修をしながら、佐川町として次の手を打つのが、100ヘクタールほどの山林を集約をしていく、この作業が必要になってきます。1人の方が100ヘクタールを持っているのであれば、お1人の方の同意を得られれば結構なんですけども、所有者が数名にわたる場合は、まとまった100ヘクタール、全ての方から同意をいただいて、その100ヘクタールの中に林道をつけていきますということの了解を取らなければいけません。

そういう意味では、荷稻地区の山林が、ちょうど100ヘクタールほどということ、地元の皆さんも前向きに考えてくださるというお話もいただいておりますので、山林集約の一つの取り組みのモデルとして、来年度、再来年度、町としての取り組みを検討していきたいというふうに考えます。以上です。

13番（徳弘初男君）

どうも、前向きな積極的な御答弁ありがとうございました。何分よろしく申し上げます。

それでは、続きまして3点目の国土調査の進捗状態の件でございますが、このことは既に、町行政報告で、少しは報告はいただきました。しかしながら、この事業は、平成3年から31年ということで、あと5年間しかないのですが、初めにずばり申しまして、完了はできますか、いかがなもんですか。

国土調査課長（氏原敏男君）

徳弘議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。先ほど申しましたとおり、進捗状況等につきましては、行政報告で申しましたとおりでございます。今後の、ちょっと、計画について私のほうから御報告をさせていただきます。

来年、26年度になります。荷稻からですね、南のほうに向けて伏尾団地までを1つの区域として、続いて鳥の巣から北のほうへ向きまして虎杖野までを1つの区域、そして加茂の本村、西と東の区域を1つの区域として、来年度、26年度は考えております。

続きまして、27年度におきましては、上郷の残りの部分、そして中組、中本町の部分、そして加茂の本村東、それから弘岡の区域を調査の区域と考えております。

28年度におきましては、富士見町、三野、青去、そしてですね、永野の残りの一部の部分、そして四ツ白、二ツ野、弘岡の区域を考えております。

そして続きまして、29年度になります。これは今まで圃場整備で整備が終わっておりますが、座標値のない区域が佐川町のほうにございまして、その区域であります西山耕、西山組、永野では川原田、襟野々、岩の本、斗賀野では塚谷、山瀬、入寺山、寺川、大平、上美都岐の現地調査に着手して、予定のですね、平成31年度に完了させたいと考えております。以上です。よろしく願いをいたします。

13番（徳弘初男君）

山林のほうは、比較的杭が少々、そっち寄りこっち寄りしてもしよいんですが、この町場を心配しておりますが、町場もスムーズにいけますか。

国土調査課長（氏原敏男君）

お答えをいたします。平成26年度の例になろうかと思いますが、甲の一部で調査をいたしましたところ、問題点、課題が上がっております。赤線ですね、赤線とか水路のですね、最低幅というのを町が譲与を受けたときに決めておまして、御存じのとおり、赤線では最低幅を1メートル、それから青線というのは60センチという幅を決めております。そういった幅がですね、現地にはない場合とか、全然そういった地形がないといった場合に、やはり筆界を特定するのに、やはり地権者とのいろいろな課題が上がってきておりますし、こういった地籍調査をしてまいりますと、やはりそういった隣近所ですね、歴史的な問題が、こういった吹き出てくる状況も中には見受けられます。そしてですね、最低幅もありましたが、以上です。

そういった問題点が上がりまして、なかなか市街地ではですね、その調査に支障を来しているといったところが、何カ所もあっております。以上です。

13番（徳弘初男君）

それぞれの担当の課も頑張っております。我々もできる応援は、させていただきますので、今後とも十分気つけながら頑張っていくようお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で13番、徳弘初男君の一般質問を終わります。
ここで3時まで休憩します。

休憩 午後 2 時 49 分
再開 午後 3 時 1 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。通告に基づきまして 2 件ほど質問をさせていただきます。

まず、1 問目が男女共同参画について、でございます。

平成 11 年男女共同参画基本法が制定され、ことしで 15 年目になります。その間、男女共同参画について佐川町としての取り組みについては、再三、議会でも提案と要望をいたしてまいりましたが、なかなか取り組まれませんでした。このたび、やっと、佐川町男女共同参画計画案ができあがったこと、大変喜ばしいと思っております。

議会初日に、町長による 40 分ほどの行政報告もいただきましたので、今までにないとても理解しやすい報告でしたが、通告をいたしてありましたので、確認と今後の具体的な取り組みについて、お尋ねいたします。

まず、町民によるアンケート調査を中心に、町民代表の策定委員の方々とともに、担当職員の熱心な取り組みで、立派な男女共同参画計画案ができ上がったとのこと。長年の私の念願でもありましたので、少し目を通させていただきました。遅れた分だけと申し上げるのも何ですが、しっかりとした内容のものができ上がっているので、大変感心いたしております。

そこで、この計画案が計画だけに終わるのではないために、26 年度の、町民に向けての啓発等、実施要領はどのようにされるのでしょうか、お答えください。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほど、今橋議員もおっしゃいましたけど、何度か、議会の場で御要望いただきまして、やっと完成、少なくとも計画については、完成するという運びになりました。この場を借

りてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

昨年の7月から、策定計画の委員会をですね、立ち上げまして、その委員会の構成を、この議会の場でも御報告いたしました。男女5名ずつの10名の委員さんで構成をなっております。委員長が女性の方で、男性が副委員長を務めていただいております。

非常に活発な内容のですね、毎回、討議がなされまして、皆様の、委員の皆様ですね、意見が反映された形の計画書になったというふうに考えております。

それで、策定に当たりましては、住民アンケートの調査とかですね、それから職員も対象にして調査をいたしました。それから、策定委員会の委員の皆様からも貴重な、いろんな御提言をいただきまして、先ほども申し上げましたけど、大変充実した内容に仕上がっております。

現在はですね、委員の皆様からの最終の御意見をいただくとともに、パブリックコメント、これはホームページ上に、この計画書を載せまして、町民の皆様からの意見をいただくというものであります。これを実施いたしまして、この3月中旬に最後の委員会を開催して、最終案としてまとめる予定でございます。これが、ちょっと、今までの経過ですが。

それで、なお、基本理念がですね、これも委員の皆様全員から案を出していただいて協議して決定したのですが「ささえあう、かんしゃしあう、わかちあう」サブタイトルが「男女がともに、生き生きと暮らせる町」に決定をいたしました。この「ささえあう、かんしゃしあう、わかちあう」は全部ひらがなで書かれておまして、これは字を読むとわかるんですが、それぞれ、ささえあう、さ、かんしゃしあう、か、わかちあう、わ、の佐川の文字がここに入っております。

それで、御質問のですね、26年度からのことではありますが、まず、本年度の、25年度の目標が計画の策定まででありましたので、来年度以降につきましては、住民の皆様から計画の推進委員になっていただける方を選びまして、具体的な実施計画を策定して、その進捗状況を住民の皆様と、それから役場職員も一緒になってチェックして、そして行動に移していく、そして必要ならば、見直しも行うというような体制を整えていきたいというふうに考えています。

それから、啓発方法につきましては、現時点で考えているのは、

計画の概要版として、リーフレット、これは4枚折りぐらいのものになりますが、リーフレットを作成いたしまして、町内全戸に配布をいたします。また、町のホームページとか、広報にも掲載して啓発を継続していく予定であります。

以上が、御質問に対するお答えです。

12番（今橋寿子君）

あくまでも、これちょっと調べてみますと、町民に対するアンケートは1,000部配布して、回答が399の回答があったということですが、やはり町民自身も、まだまだこのことに、男女共同参画に対する認識も薄いこともあると思いますので、やはり積極的に啓発活動は重視してしなければならないのではないかと思います。今、町民向けにはリーフレットを、4枚折りのをしてくださるということですが、やはり、各組織の部署、部署には、もう少し、リーフレットだけじゃなくて、もっと内容の詰まったものを配る必要もあるのではないかと思います。その件についてはいかがですか。

それともう1つ、26年度に向けて推進委員会を続けてやると言われておりましたが、そのメンバーの方々は、再度募集するつもりですか、それとも、今までかかわってきてくださった方を中心にされるのでしょうか、その点をよろしくお願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、町民向けのリーフレット以外にですね、各いろいろな団体の方々ですね、そういうところには、この計画書本体をですね、お配りする予定です。

それで、読んでいただいてですね、よく理解を深めていただく、いうに考えております。

それからあと、推進委員会の構成についてはですね、やはり、この策定委員会でお世話になった委員さんを中心にしまして、そのほかですね、入っていただける方がおればですね、入っていただいて、いろいろ協議していただくというふうに考えております。

12番（今橋寿子君）

私も、軽くしか読んでませんけれど、やはりこれは本当に皆さんが、職員も住民の方も、本当に精神込めてつくったものだと思いますので、魂のこもったものだと思いますので、絶対これを無駄にしたいくありませんので、ぜひ、これにかかわった人をずっと推進委員の中心にさせていただける人員構成で取り組んでいただければあり

がたいと思います。その件はよろしく申し上げます。

それと、町長にお伺いしたいんですが、この男女共同参画の人員構成で、私はいつも思ってたんですが、特に、この議場にも女性の課長クラスが1人でございます。今まで本当に、いろんな女性でも能力のある方がおりましたけれど、なかなかここへ登場していただける機会がなかったのですし、また、今は1人でございます。

私も、男性の中で1人で、自分なりの思いを伝えてまいりましたが、なかなか非効率なこともありまして、なかなか1人で提案したり、共有していくことは難しいので、4月には人事異動もいろいろお考えになっていらっしゃると思いますが、まず、こういうことに対しての登用の計画とか、そういうものの配慮はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。今回の男女共同参画の計画づくり、委員の皆さんの活発な議論、私も直接、参加をさせていただいて、様子を見させていただきましても、大変意見も出て、興味深い討論を展開し、計画としてまとめられたんではないかなあというふうに考えております。

このほかの協議会につきましても、今後の佐川町のまちづくりにおきましては、やはり女性のアイディア、女性の意見を取り入れていくことが活性化につながるというふうに考える部分もありますので、しっかりと協議会のメンバー等の中には、女性に入っていたくという形を検討していきたいというふうに考えます。

役場職員の登用というお話もありましたけども、しっかりと、職員の仕事、執行状況を見ながら、町長として、しっかりとした組織編成を、人事をしていきたいというふうに考えております。以上です。

12番（今橋寿子君）

当然、その適材適所というものはございますが、役が人をつくるということもございまして、まだまだ女性は、家庭的にも、介護とか育児にとらわれる部分もありますので、今の社会情勢の中ではね、で、職員の方も今まではそういう首長が呼びかけをしても、女性自身から、いい返事をいただけなかったということもお聞きしております。

みずから女性もやはり、みずからも頑張っていかなければなりま

せんが、まだまだ社会情勢がそういう育児とか介護とか、そういうものに対しての組織づくりも十分でないと思いますので、そういう懸念もあると思いますが、そういう環境づくりも含めて、女性の登用を、ぜひしていただきたいと思います。

前回の首長にもお願いしたこともありましたが、やはりこれからは、産業も、いろんな分野で、女性が動くということは経済も動いていきます。やはり経済の中心は、女性がある程度担っている部分もありますので、その女性のなまの知恵をやっぱりいろんな部分で生かし切るということも大事ですので、ぜひ、そういう視点で、また今後の町の組織改革にも、ぜひお考えを十分に配慮していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、第2問目でございますが、牧野公園の整備についての質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、私の所見を少し述べさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

牧野公園の整備 10 年計画については、新聞報道もされていまして、何かと町内外でも話題になっています。先だって、1 月の中旬、ちょうど暖かい日だったので、整備中の牧野公園を町外の方を夢を語りながら案内させていただきました。すると、お花見シーズンの桜だけではなく、また高知の牧野植物園とはひと味違った構造に興味を抱き、四季折々の草花に想像して、この季節、その季節、季節に訪ねてみたいと言ってくださいました。

また、この 2 月 6 日、高知市の在住で世界的に活躍されている写真作家の桐野氏と牧野植物園の稲垣先生が、佐川町のバイカオウレン草と、生め（梅）よふやそう会が育てている梅を取材に来てくださり、2 月 14 日、テレビ高知で放映をしてくださり、地元の方々には大変喜んでいただきました。

また、3 月 5 日の高知新聞の 1 ページ全体に、佐川町のバイカオウレン草と牧野先生の人なりを掲載してくださり、地元のあちこちからの反響がありましたが、そのとき、桐野氏は「佐川町全体が牧野公園のようになるのですね」と、一言残してくださいました。

その中で、私たちは、佐川町の足もとの宝物をしっかりと見つめながら、牧野博士の生誕地を聖地として、オンリーワンのまちづくりとして 10 年、いや、次の世代へ続く 100 年という思いで参加しておりますので、佐川町としても長期的な地道な取り組みが必要だ

と考えています。

こうした観点において質問に入りますが、町長の、これも所信の行政報告にもありましたが、改めて牧野公園整備 10 年計画の具体的な取り組みをお答えください。

まず 1 つ、先だって、2 月 23 日に、牧野公園整備懇談会が催されたとのことでありましたが、その日程についても、残念なことに町の一斉掃除と中学校の授業参観とが重なり、参加者が十分でなかったのではないかと思います。どのような成果があったのか、また、今後の取り組みと役場の体制づくりは十分なのか、お答えください。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。牧野公園整備につきましての 2 月 23 日、日曜日の懇談会等の関係でございます。確かに、日程が一斉清掃とかでダブっておりまして、まことに申しわけないことをいたしました。当日は、午前 10 時から、ヤマユリの植栽から始めまして、あと 10 年計画につきましての懇談会を行ったところでした。当日は、26 名の参加をいただいております。うち 10 名が女性でございました。

まず最初に、ヤマユリの植栽をしたところでございますが、これ、新たな取り組みと言うか、私自身も非常に楽しく感心をしたところですが、ただ単に球根を植えるだけじゃなくて、植える場所、あそこの牧野公園は、公園内道路がずいぶん曲がったりしまして、また土地自体が傾斜地であります。それで、球根植えて、それがどのように成長していく、いったいどのように花が咲いていく、こういった群落になっていく、こういったことを球根植える段階から想像して、イメージして、ここに植えた場合には、下から上を見上げたりしながら、意見交換をしていきながら植えました。

これは、植栽デザインという取り組みのようですが、この取り組み自体が非常に新鮮で、また全く知らん人もたくさんおりますが、その中でも気軽に声かけられて、また、先生格の牧野植物園の稲垣先生あたりには、気楽に御相談、話ができる、ということで非常に画期的な、私自身も感動した取り組みだったと思います。

そういうことから、そのヤマユリの球根をも植栽する段階から、それぞれ来ておる方、稲垣先生とも意見交換が既にできる一定の信頼関係が醸成された段階で、懇談会のほうに入っていました。

懇談会のほうでは、今橋議員、以前から御質問いただいております牧野公園整備 10 年計画、これについて、それぞれ詳細の説明を

した後、それぞれについての意見交換がされたところですが、今、今橋議員言われましたように、次の世代へ、この10カ年戦略、一般的な、我々今まで携さわってきた公園でしたら、ある時期になりましたら、ある花を一気にドンと植えて、次の時期になってきましたら、またその花をドンと植えてというようなことが、いわゆる公共のやる植栽、公園づくりであったというふうに稲垣先生も言われておりましたが、確かに、そうであったと思います。

これを、球根から、あるいは種から育てていき、1年、3年、5年7年、10年かかって育て、さらには次への代へ引き継いでいく、こういった公園づくりをしていくというものであります。

150種類と。牧野博士ゆかりの植物150種類。これはちょうど生誕150年に、こういう取りかかりが始まりましたので、150年でございますし、その既に牧野公園には、30種類の牧野博士ゆかりの植物が自生されておりますし、今までの取り組みの中では30種類が、また新たに町民の皆様方初めたくさんの方の御協力いただき、植えられております。これから先、新たに60種類を植えて、1年、1年、皆の手を掛けながら、育て上げていき、次の代へ引き継いでいくというような計画がございます。

ちょっと前段長うなりまして、あれですが、この10カ年計画の目標を「植物の精が息づく聖地にふさわしい公園」として牧野博士ゆかりの植物150種類を植栽、鑑賞できる公園、と定めてございます。そして公園づくりの基本方針として、博士の思いを継承し、多様な主体がさまざまな方々が地域全体で楽しむ、住民が気楽に参加できる公園、こういった公園づくりをしていこう、また、この住民参加を通じて新たなコミュニティが形成できる、次の担い手への育成ができる、そういった公園にということが、今後の取り組みでございます。先ほど言いました植栽デザイン、こういったのを取り組んでいきながら、皆楽しく、取り組めたらと思います。

また、今後の役場の体制とか、この中で、懇談会の中でも意見が出されておりました。これは、やはりこういったことを取り組んでいくのには専門の方が、学芸員とか、そういった専門の方が配置する、役場の身近なところに、あるいは役場の中における必要はありはしないか、というような声がたくさん、当日、懇談会の中で出ておりました。やはりおっしゃるとおりでございまして、こういったことを配置できるように、前向きに検討をしていかないかというにも

思いますし、さらには、次の、毎年毎年、また次の代へ、牧野博士ゆかりの自然植物園として、それを町全体へ派生していくような牧野公園リニューアルワーキンググループとか、こういったものを立ち上げを検討していきながら、みんなで作る公園づくりを進めていってはどうでしょうか。

今までも、御質問議員にはずいぶんとお世話になりました。また今後とも、ひとつ御指導、御協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

12 番（今橋寿子君）

今、産建のほうで担当していただき、いろんな、私も何かとかかわらせていただきましたが、先だつての町長の行政報告の中で、やはりひとつのチーム佐川っていう担当の部署で配置していくことも、ひとつの考え方にあるとお聞きしておりましたが、確認したいんですが、町長の御意見をよろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。牧野公園リニューアル事業につきましては、チーム佐川推進課と産業建設課あわせて取り組みをしていくという形で進めたいと考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

このことは、私もずっと、自分の議員生活の、ずっと言い続けてきたことの1つでありますので、最後まで頑張って協力させていただきたいと思っておりますので、執行部の方とともに頑張っていきますので、どうかますますの御発展をお祈りいたしまして、この件につきましても、質問は終わらせていただきます。

最後に、一言、ことし1月6日に、仕事始めの新町長の職員への訓示を拝聴いたさせていただきました。私自身も身の引き締まる思いでございましたが、職員の方々も、若い町長のリーダーシップの取り方に関心とともに、また期待もあられたのでしょう。熱い思いの町長の言葉の一つ一つが形にあらわれているということで町民の評価もいただいております。

というのは、まず簡単ではありますが、当たり前ではありますが、その挨拶が町民との距離感があつたということで、その挨拶の励行によって、町民との距離感が、何か親しみを感じて、役場へ行くのも何か今までとは違う思いで行けることができましたというお声も聞いております。

また、防災無線で、今まで学校の下校のときに流しておりました町民向けの放送でございましたが、それも、今、職員の方からの提案だということをお聞きいたしまして、ああ、職員にも、こうした発想の方がおいでるということを知った町民の方が喜んでおりましたので、こういうことの小さい事柄ではあるようには思いますが、すごく、職員の皆さんにもすばらしいアイデアと能力を持っていらっしゃる方がいらっしゃるので、やはり、そういう意味で、新町長に期待をいたしております。

それと、最後に、やはり町長の目指している言葉も「男女が生き生きと、ともに暮らしていけるまちづくり」というのが、私の念願でもありますし、また多くの皆さんの願いでもありますので、そういうことを、みんなとともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

引き続き、8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

中村卓司でございます。議長のお許しをいただきまして、平成26年3月議会の質問をさせていただきます。執行部、町長の挨拶が明確で、大変簡潔にお答えをいただいております。本来ならあしたの質問でございましたけども、回ってまいりました。本日の7番目の議員でございます。

質問をする前に、少し私も所見を申し述べさせていただきたいと思っております。

あしたで東日本の震災が起きてから、いわゆる3.11と言われる大災害でございましたけれども、3年目になるところでございます。私にとってもと言うよりも、日本中にとって忘れられない震災の日になったというふうなことは、大変不幸なことでございますけれども、死者1万5,884名、行方不明者が2,636名ということで、今でも21万4,500人の方々が避難をされているようでございます。

さらにですね、原発の被害によりまして、放射線をいまだにまき散らしておるといふのは、現状ではなかろうかというふうに思っておりますし、さらには、飛散した放射線の除染作業も、まだまだ進んでおりません。この被害は、私たちが、対岸の火事のように思ってる事

態ではございませんで、私たちの近には伊方原発もございまして、佐川町は、100 キロ圏内にあるということで、この間の総務委員会の折にも少しお話をさせていただきましたけれども、プルサーマルという使い捨てではないんですけれども再生燃料を使っているということで、東日本では、30 キロ圏内は危険区域ということで指定をされておりますけれども、このプルサーマルという燃料を使いますと、100 キロ圏内が危険にさらされると。しかも佐川町は、あの方向からいいますと、伊方からの方向を申し上げますと、偏西風に乗って流れてくる危険性が非常に高い、しかも三坂峠を越えますと、全て高知県側に、水も流れておる仁淀川もございます。

そういうことからですね、対岸の火事とは思えない事態でございまして、私は、何らかのアクションを行政が起こすべきではないかというふうに思っております、町としても何らかのアクションを起こしてほしいというふうに思っている1人でございしますが、いずれにいたしましても、東北地方の1日も早い復興等を願うところでございます。

少し前段が長くなりましたけれども、質問をさせていただきたいと思っております。本議会は、町長にとっての、本来の意味の船出といった当初予算が編成されるわけでございしますので、総合計画も含めてですね、中身、少し私の質問を、思いを含めながら質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、霧生関の問題につきましてお尋ねを申し上げます。12月議会での私の質問の中で、町長の答えは、霧生関問題はどうかという質問に対しまして、3月議会には方向性を打ち出すという答弁がございました。当議会の冒頭の町長の行政報告の中でもお答えもいただきました。火薬庫の移転が極めて難しく、火薬庫からの保安距離を考えれば、公園設置は不可能である、と。また、町民の皆さんから、計画を見直してほしいという意見を踏まえ、公園建設には白紙に戻し、活用方法を再検討をするという判断をした。活用方法は、計画の見直しの中で進めていくという報告、答えがございました。

そこで、もう一度、この判断で白紙撤回という意味をですね、もう少し掘り下げて、まるっきりやらないのか、それとも一時凍結なのか、そして、ヘリポートなり、テニス場なりの前町長からは実施したいという要望がある中で、堀見町長はどのようにされるのか、を

もう一度、この答申でもいただきましたけど、もう一度確認の意味でお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。公園建設に関しては、一度白紙に戻して、その土地の活用について、町の活性化につながる方法がないのかどうか、そういう視点に立って、計画を見直していきたい、活用方法を探っていきたい、そういうふうと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

活用内容について、具体的にという話がございますでしたけども。いわゆる今まで実施をして計画を考えていたことは、まるきり、もう実施をしないというふうなお答えなのか、それと、ヘリポートについてはですね、こちらから望んだ事業でありますけれども、テニスコートとかいう部分は、町民からの要望があって、前町長はテニスコートをつくりますよ、というふうなお話をしていたようでございます。それも含めてですね、白紙になるならば、そのへんの対応も十分にしておかないと、住民のほうからは、何らかのクレームが出る可能性もあると思うんですけども、そのへんは、どういうお考えがあるのか、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。火薬庫からの保管距離、今の保管量からいきますと、260メートル保安距離をとらなければいけません。これは、公園建設を前提とした場合の保安距離であります。

260メートルで円を描きますと、今の計画予定地ほとんどの範囲が260メートルの中に入ります。ですから、テニスコートの建設も含めて今の法でいきますと、不可能であると。火薬庫が、今のまま、現状のまま残るということを前提に考えると、テニスコートもつくれないということになりますので、住民の皆さんから、話が違うじゃないかということでクレームがありましたら、丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

意地悪ではございませんけれども、火薬庫があることについて、できないという理由1つだけならば、火薬庫がもし、移転をするということになれば、もとの計画に戻すような受け止め方もできるろうかと思っておりますけれども、その点はどうお考えなのか、聞かせてい

ただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。行政報告でも説明をさせていただきましたけども、火薬庫の移転、極めて難しいと。これまでの取り組みに関して考慮して、そのように判断をしております。以上です。

8 番（中村卓司君）

少し恐縮ですが、私の意見を述べさせていただきたいと思いますが。火薬庫の有無にかかわらず、本来なら町民の望まない公園の形で実施をされていまして、火薬庫のあるなしにかかわらず、白紙にさせていただくことを、私のほうからは、お願いをしておきたいと思います。答えは要りませんので、そういう方法でひとつよろしくお願いをしたいということで思っております。活用方法については、それなりにですね、いろんな方の意見もあろうかと思っておりますので、町民の皆さんにとって、よい方向の活用をですね、お願いをしてですね、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、高齢化の問題につきまして、質問をさせていただきます。もう既に、町長、それから執行部の皆さんは、御存じかと思えますけれども、介護保険法が改正をされようとしております。平成 12 年からことしままで 14 年が経過をいたしました。その間には、平成 12 年の当初、75 歳以上のお年寄りというのは、平成 12 年には 900 万人、全国でいらっしゃるようでございます。そして現在は、どれぐらいいるかということ、1,400 万人だそうでございます。そして、団塊の時代と言われる方が、75 歳を迎える年が平成でいきますと、37 年にはですね、2,000 万人の方が 75 歳を迎えるそうでございます。したがって、私は、考えるには、この法改正は、そこをにらんでの法改正っていう意味が非常に濃いというふうに思っております。

そこで、まだ十分に内容が発表はされておられませんですけども、この法改正につきまして、平成 27 年度には、いわゆる目鼻を立てなければいけないということになってございまして、平成 29 年には、全市町村、全国の市町村が実施内容で行っていくというふうになってると思います。

そのための予算も、この、まだ本議会には出ておりませんが、いただいた資料の中には、その作成の費用についても出ておりますけれども、この介護保険法の改正の内容、わかっておれば、少

し聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。議員おっしゃられるとおりに、平成 27 年度からの介護保険の制度改正、法改正につきましては、まだ確定の段階ではございませんけれども、県等から通じていろいろな情報が入ってきております。現段階のですね、案といいますか、見直しにつきまして、わかっている範囲で御説明をいたしますと、まず、大きくは市町村が実施する、今ありますが、地域支援事業、こういったものについての充実、それから介護予防給付の見直し、こういったものが主な柱の内容になっているということです。

その内容につきましては、地域支援事業の中ではですね、1つめとしては在宅医療、それから介護連携の推進、それから2つめについては、認知症対策、これの推進。それから3つめについては地域ケア会議、そういったものの推進。4つめについては、生活支援サービスの充実強化、これを図るというものが、今のところでは地域支援事業の充実、見直しの内容になっておるようです。

それから介護予防給付の見直し、これについて、特に影響が大きいのではないかというふうに思われますが、現在の介護認定の部分で、要支援1、2の方の、現在で言われているのは、訪問介護、ヘルパーさんの部分、それから通所介護、これはデイサービスの部分、これについて、今介護予防給付で行っている全国一律の基準で行っているものについて、市町村事業である地域支援事業、これに振りかえていくというふうな意向にするということが検討されているようです。

もし、そうなってきますと、いろいろ市町村、現在、行っている介護事業所によるサービスに加えてですね、さまざま市町村によって、いろんな団体等のサービスが検討する必要があるというふうに考えてます。今のところ、情報としてはこのようなところですよ。

8 番（中村卓司君）

まだ詳しいことがわからないっていうふうな情報だと思いますけれども、今、最近インターネットで、いろいろ流れておりまして、私もそれなりに調べさせていただきました。

社会保障審議会介護保険部というのがあって、それぞれの先生方がですね、意見を出して、介護保険の見直しに関する意見書というのが出てまして、私も調べてみました。

先ほど課長が言われたような内容でありますけれども、私の認識なりにですね、少し意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども。この介護保険法っていうのは、平成12年にできてから、そのままではないんですよ。何回か改正をされてきて、できるだけ地元、自分の地域で住みたいというお年寄りの希望を入れた介護、医療、住まい、生活支援、介護予防の一体化という形で、少しずつ形を変えて、平成17年には、さらに見直しがされて、単体でサービス充実とコーディネートが諮られる地域密着型のサービス、このときに多分、私の調べた範囲では、地域包括支援センターという制度ができて、現在も支援センターが活動をしているということになり、地域の皆さんの相談役として活躍をされている場が設けられたというふうな状態だというふうに思っています。

そこでですね、その内容をですね、今度改正される内容、どの資料を見たって、ここがこっち変わりますよっていうふうな資料は、恐らくないと思います。このインターネットで調べたのもですね、批判的っていうよりも客観的に、こう変わりましたっていうふうな部分を、言葉で明記をしてありますから、例えば課長の言われた要介護1、2がはずされるっていう言葉は書いてません。だから、要は、特別老人ホームの中に、今まで利用されている方は構いませんけれども、新たには、特別な例を除いて以外は入れませんよというような内容だと思うんです。言葉はいいけれども、要は、これからは入れませんというふうなことですよね。これが大きい特徴です。

それともう1つは、先ほど申し上げました、お年寄りが、すごい段階で増えている、これでお年寄りの、後期高齢者に対する医療費なんか、非常に上がる。介護保険料も、それについて上がっていかなければならないけれども、財政的にもたないっていうのが現状ですよ。

今年予算、介護保険の特別会計をみますと、5千ちょっとの保険料が支払われています。平均のやつでね。で、それで、受け入れの金額が、全体の予算の7.1%ぐらいになるでしょうかね。17億の予算で、8.8%、1割弱のがが保険料収入。それ以外は、国、県、町、一般財源からの持ち出し、ほとんどがそういう予算で賄われていますんで、これが75歳以上の方が、あと10年後に、ものすごい勢いで増える、しかも、佐川町にとっては、日本全体でいきますと、かなり、ちょっと人数があれですが、大変多くの人数が増えるわけ

でございます、佐川町が高齢化率 40%になっていきますと、地方はますますお年寄りが増えるということになります。

統計的に見ますと、保険料も始まった当時、全国では 3,000 円ぐらい。3,000 円弱、全国平均ですよ。で、ことしで大体 5,000 円、平均ですよ、弱。佐川町が平均ぐらいというふうなことになります。そしたら、あと 10 年たったらどれぐらいになるかと言うと、予想では 8,200 円が、これ統計的に出てます、が、保険料ということになります。それに加えて、パーセンテージでいきますと、その量に対してでも、割合で、行政からの持ち出しのお金も増えていくということから、もたんということになったんだと思いますよね。

そこで、遠回りになりましたけど、この法改正は、ある意味で地方分権ですよ。いわゆる地域にお任せをしてやれる部分もできましたよというふうな法改正が特長だと、私は思っています。で、課長はどうですかね、この私の意見について、違うのかそのとおりだと思うのか、ちょっと所見、意見を聞かせてもらいたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私、所見を申し述べるほどの経験はございませんが、高齢者の推計であるとか、そういった部分、それから財源的な部分という負担部分を考えますと、10 年、20 年後には、どのような介護保険の財政であったり、介護保険のサービスであったりというものは、ある程度想像はできるというふうに思っております。以上です。

8 番（中村卓司君）

大体、私の理解の、近いというふうに思っておりますが、そこです、要介護の 1、2 が入れないというふうな方向性になっていく方向と、もう 1 つは地方分権と言われる形で市町村が、それなりの事業ができますよという法改正になっていくわけです。

そこで、先ほど課長からお答えが出た 4 つって言われましたけど、大体、6 つになってると思います。いわゆる在宅医療介護の連携の推進とか、それから認知症対策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化、そして介護予防の推進、地域包括センターの機能の強化という形で、これを、いわゆる地方でやりなさいよという形になってこようかと思っております。

そこです、少し具体的に話をしたいと思っておりますけども、その 1 番の、最初に申し上げた最初の在宅医療介護支援というのは、いわゆるこれは医療関係でございますから、病院関係が持っていかな

いかん仕事は多くなります。このことも、いわゆる高北病院、広域病院としてですね、その法改正の部分にも、ある程度、担っていかないかん部分がありますので、そのこともお願いをしておきたいし、それから認知症対策、これ、お互い、私たちになれば、お父さん、お母さんが、その時代になってこようという方が多いと思います。これも少し調べてみました。

75歳から79歳までの認知症にかかる確率、これ全国統計でございますけども、7.1%が認知症にかかるそうでございます。で、85歳以上になっていくと、なんと27.3%が認知症になるそうでございます。で、先ほどから申し上げております佐川町の高齢化率65歳から69歳まででも1.1%の人になるそうです。そういう、若い方は余り可能性が少ない。けれども75歳から79歳7.1%ですから、相当高いと。75歳の人口が、佐川町で、恐らく4,000人ぐらい、1万3,767人、佐川町の今の、下に、玄関のところ飾ってあります人口が1万3,767人です。いわゆる65歳が40%という考えすれば、6,000名のぐらいの方が、その高齢者。その中の75歳というのははっきりわかりませんが、恐らく4,000人は、いると。となると、その中の先ほど言った数字、7.1%からいきますと、300人ぐらい弱の方が認知症の可能性を秘めているということになります。

で、なりますと、この認知症の対策っていうことも、この中に介護保険法の中で、地域の皆さんがお互いに助け合うてやりなさいよ、という部分も含まれてくるのが、この法改正でございます。

それから、地域のケア会議、いろんな会議ございますよね、それとか。それから生活支援サービスの充実、出向いて行く部分のことでしょう。そういうのも全部、地域のある程度やりなさいということが含まれています。じゃ、どこがやるかっていうこともこれ、明記してあります。

これはですね、NPOとか、民間企業とか、共同組合、ボランティア、社会福祉法人、等が含まれています。これを、それぞれの地域が使って、利用して、こういう介護をきなさいというふうな形に設定をされていくというのが、この介護法改正やというふうになります。

となるとですね、今度の、平成27年の、改正のときには、それを大いに含んだ内容のものをつくらないかんということになります。となりますと、この400万ぐらいでしたかね、今度、計画するに予

算組んでるのは。それは、どこかにお任せをするつもりでやってるのか、どういう形で素案をこしらえる計画があるか、それを聞かせていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。第6期の介護保険事業計画の策定に関しまして、26年度の予算に計上しております。その部分につきましては一定、業者へですね、計画策定の部分委託をいたしまして、私たち健康福祉課と、あとの策定作業と、あとは介護保険運営協議会、この中で議論をして、先ほども話がありますそれぞれの制度改正、そういったものへの対応、そういったものを話をする予定になっております。

8番（中村卓司君）

こういうことをやるような計画を立てるときに、大変申しわけない言い方なんですけども、行政がやるのは全て丸投げです。今までの計画。前回のその総合計画っていうものは、住民でこしらえた、高知県の中でも数少ない、総合計画を自分たちでこしらえたという経過があります。それは丸投げではない。ところが、いろいろな計画を組むときに、全部業者にお任せするっていうのは、いかがなものかと。特にその26年にこしらえるということは、27年に向けての計画づくりでも、基本でもありますので、この際、地方に投げかけられた部分は担えるわけですから、佐川独自のものをつくっていくということが非常に大事ではないかというふうに思います。

らしたら、佐川らしさ、と申し上げますけれども、私は全国で一番すばらしい高齢者が暮らしよい町にするための、この法改正を利用すべきではないかと考えています。例えば、お年寄り、自分の育った家、地域を離れたくない、それと、サロンなんかでやられている、サロンに男性が少ない。これはなぜか。私考えるに、折り紙をして過ごす1日で、男性は来ません。ね。そういった形でやるよりも、残された機能を十分にお年寄りが発揮ができるようなその場の提供を、佐川独自、佐川方式、チーム佐川でこしらえて、そういう特徴ある、お年寄りが暮らしよい制度をこしらえていくというのがですね、非常にいいことではないかと思っています。

先ほどの計画を、丸投げをしてしまいますと、そこらへんの、ほんと、通り一遍の計画かし出てきませんよ。だから、そういう特徴あるサロンなり、生きがい対策なり、をつくっていく、特に、このN

PO法人、民間協同組合、ボランティア、社会福祉法人とかいう部分をですね、佐川にある分をフルに生かして、担えれるところはそこに担ってもらえる、そういうふうな総合計画、いわゆる、こういう法改正に向けての総合計画っていうのが必要であろうかと思えますけれども、町長、どんなお考えを持っているか、聞かせていただきたい。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず、全て丸投げで行う、ほかの周りの人の意見を聞かないようなお話がありましたけども、そういうことではありませんので、それだけは御理解をいただきたいと思えます。

また、よりよいものをつくっていく、いろんな方の意見を聞いて合意をして、つくり上げていくっていう過程の中で、否定的な意見、そういうものがあると、前向きな取り組みができなくなります。ですから、ぜひ、中村議員には、いつものクリエイティブな発想で、前向きな意見を、もっともっと出していただければありがたいなあというふうに思います。

計画づくりに関しましては、委託をして、最終的に計画書としてとりまとめをしていきますけども、当然、知恵は役場職員、出していきますし、介護保険の運営協議会の中で、さまざまな意見をお聞きして、佐川町らしさ、佐川町としての介護保険の計画を、27年度からのものを、しっかりとつくり上げていきたい。そういう議論は、役場の中でもしております。健康福祉課長ともしております。決して、委託をしたから、それが独自性のないものになるっていうことにはなりませんので、お考えをいただきたいというふうに思います。

この介護保険制度、社会保障制度っていうのは、ほんとに難しい取り組みになります。先ほど、議員も言われました団塊の世代の人たちが75歳になったときの医療費、介護保険費のことを考えると、国として相当の覚悟が要ると。取り組みが必要だというふうに考えます。

その中で、やはり、この問題を、町民、国民一人一人が我が事として考えていただくということが、まず、スタートになると思えます。1人でできることが何なのか、医療費、介護保険費を押さえるために1人でできること、あります。やはり自分の健康を自分でしっかり守っていく、予防していく、その取り組みを、やっぱりし

ていただきたい。10人でできること、地域でできること、声かけをして「みんな、自分の健康は自分で守ろうよ」、ぜひ、議員の皆様には、この地域のリーダーとして率先をして、健康づくり、啓発の活動に対して、執行部とあわせて一緒に取り組んでいただきたい。そのことを踏まえた上で、制度として、保険制度としてしっかりと守っていかなくちゃいけないところは守っていくと。前向きに力を合わせて取り組んでいく、この姿勢が、この介護保険運営に関しては、非常に大事である。医療保険、医療費の問題もそうです。

ですから、町全体が、この問題に対しては一丸となって、前向きな意見を出し合って取り組んでいく、そういうまちづくりを、今後、2年、5年、10年、しっかりと続けていきたい、そういうふうに私は考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

私が、ちょっと後ろ向きの意見を言うたように聞こえましたけども、そうではありませんで、いつものように前向きでございます。倒れても前向きに倒れるつもりでございますので、そういうつもりで意見を申し上げております。

なぜかというのですね、その前向きな意見の中から、佐川町らしい、日本一になれるような、そういうまちづくりの高齢者のサービス、体制をつくるという中で、基本的に、やっぱり考えることは、お年寄りがみずから楽しめるような内容になっていく、そして地域の皆さんも、そのことを、先ほど町長が言ったように、支える、見守りをする。

私たちのやっている「赤い禪隊」という農協のグループが、男性の組織がありますけど、そういう意味でも、見守りも参加をさせていただいて、近所のお年寄りが、新聞がどっさりあったりしたときの、のぞきに行ったりですね、朝になっても電気がついちゅうっていうなことを、気をつけたら声をかける、というのもやってます。

そういういわゆるボランティア組織の活用とかいうのも要りますし、それから、お年寄りはどうしてもやっぱり自分の持ってる能力っていうものを否定的にされたくない。私は、ここにいるよ、と存在感があるうちには、お手伝いもできる。そして健康であるお年寄りは、ちょっと不自由なお年寄りを支えてあげるといような形もとれるんですよ。だから、そういう意味で画期的な佐川町独自の形をつくってもらえる。

例えば、お年寄りの農園、農園をこしらえて、そこに施設をつくって、そこで農作業をしていただく。大根をつくって、干し大根を干して、そしてそれを良心市に売るとかいう形になると、彼、彼女たちは、きっと存在感というのは、私たちはここにいるよ、っていう意味で、大変楽しいような老後が遅れる。言葉は過ぎますけれども、チィチィパッパを歌ったり、折り紙をしたりっていうふうなことも、その存在感の価値観が問われるというふうなことの、場を提供してあげられるような、こういう高齢者対策というのは必要であろうと。

決して後ろ向きではありませんので、前向きに考えておりますから。それを、行政が手助けをできるようなことになってほしいという計画を立ててほしいという意味で申し上げましたので、ぜひですね、そういう計画を立ててほしいと思いますが、課長、どうでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。26年度にかけて策定いたしますこの事業計画、介護保険の第6期の計画につきましては、先ほど、町長申しましたが、一部、その業者のほうには、委託はいたしますけれども、基本的には、健康福祉課の職員、それから介護保険運営協議会の委員の皆様、これらの話を、協議をもとにですね、策定をしていきたいと考えております。

それから、議員おっしゃったような、これまでの介護サービス事業所以外の取り組み、そういったものについても、積極的にですね、話をさせていただいて、佐川町独自のですね、受け皿といいますか、介護予防のサービスにつながるように協議をしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

8番（中村卓司君）

ぜひ、よろしくお願いを申し上げておきます。個性あるですね、佐川町の計画ができて、そして、いつも笑顔の絶えないような佐川町、お年寄りが暮らしやすい佐川町を、ぜひ、つくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この質問は以上にさせていただいて、次にいきます。

黒岩地区の水害、もう私いつも取り上げておりまして、また言うかということになりますけれども。この間の質問の中で、これも、専従職員を充てて対応するというふうなお答えをいただきましたが、

それも含めて、人事の関係も含めてですね、どういうふうな対応、役場の体制があるか、をお聞かせを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。その黒岩の水害対策の業務だけ専従する職員を置くかどうかは、業務量を見ながら判断をしないといけないですけども、きちっとその事業に対して担当する職員ということでの位置づけはしていきたいとは思っています。

また、26年度、県のほうで、河川改修について、具体的に測量等から事業として入っていくと聞いております。町として、県、また国と、また越知町としっかりと連携をする中で、町の役割に応じた組織づくり、人員配置をしたい、そのように考えております。

8番（中村卓司君）

専従、それだけやるっていうのも、なかなか難しいかと思えますけど、私もサラリーマン時代にですね、サラリーマンの経験がございませうけれども、その職場の中でもですよ、ある意味、責任を負った形で仕事をするということと、それからみんなと一緒にやろうよというふうなことになるんですね、なかなか、誰が船頭になるよ、誰に問うたらいいよ、誰が行動を起こせばいいよ、誰が命令したらいいよ、ということもございませうから、そういう、なあなあになっている心配がありますので、ぜひですね、専従とはなかなかいかなかもわかりませうけれども、その人が中心にやるというふうなことを考えていただきたいし、それも、いわゆる課長が全部責任を持つ、みたいな形にはせずに、もう少し、もう少し言うたら例外がありますけど、若い、フットワークのいい、課長が悪いとは言ってませうよ、言ってませうけれども、若い、フットワークのいいですね、職員をつけていただいて、ぜひですね、その事業を引っ張っていくような形にしてほしいというふうな希望がございませうが、聞き入れてほしいと思えますが、町長いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。今後の事業の推移、事業内容をしっかり判断しまして、臨機応変、対応してまいりたいと考えます。以上です。

8番（中村卓司君）

ぜひ、よろしく願いをいたします。それでは次の質問にいきませう。

だんだん、午前中の質問する議員さんからもございませう、佐川

町での産業振興についてっていうのもお話もいただきました。農業の場、それから商業の場、いろいろお答えもいただきましたんですが、具体的にこういう方法もあるんじゃないかっていうふうなことのお考えがあれば、これも総合計画の中から、恐らく、基礎をこしらえていくことであろうと思いますので、確かにこういう方法がありますよっていうことのほうは、執行部のほうは、なかなか言えんかもわかりませんが、全体的な流れでもかまいませんので、町長のほうから産業振興についてですね、重複しても構いませんので、お答えがいただければ、ありがたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず第1には、やはり農業の振興をしていきたいと考えています。佐川町としての産業振興の第一弾と考えます。これまでも取り組みを進めてきました農業振興のさまざまな施策、あります。新規就農者の確保、Iターン、Uターンを含めて、農業にかかわってくれる人、その取り組みに関しては、これまでどおり進めていく。また、実際に農業にかかわられている方の前向きな意見を、話をぜひ聞かせていただいて、こういうことにチャレンジをしたいということを支援できる、そういうまちづくりを行っていきたいと考えています。

あと、1次産業、同じく1次産業になりますが、やはりこの町の73%が山林になりますので、地元の資源を活用した取り組みをしたい、そういう意味での自伐林業に対する取り組みを一步一步確実に、産業振興として取り組んでいきたいと考えております。

あとは、行政報告、また、ほかの議員さんの質問にも答えさせていただきましたけども、商工業という観点で、今後、商工会議所との取り組みを連携させていただいて、例えば空き店舗の活用ですとか、新しい店舗をつくりたいと、若い人がそういうに考えられる人がいれば、そういう新しい起業について、取り組んでみたいなあと。これ、私の民間時代の経験で、新しい事業を取り組む人のコンサルティングの仕事もしてまいりましたので、会社を起こしたい、店を起こしたい、そういう前向きに取り組まれる方がいれば、町として支援体制を考え、前向きに取り組んでいきたいと。

主には、この3つを柱として産業振興に取り組んでいきたいと考えておりますが、観光並びに牧野公園のリニューアル、これも何か、町として産業振興に具体的に取り組めるものがないということで、

掘り下げて考えていく、いうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

全体的な形ということでは、非常に理解ができるというふうに思っています。それと、総合計画の中で、もうちょっと掘り下げた形をつくり上げていくかと思えますけれども、その中にですね、ぜひ、組み込んでほしいというふうな私の意見がございます。

この間の議員の全員協議会の中で、総合計画の中に、議員が入るべきか、入らざるべきかというの、まだ結論が出ておりませんが、私は、それに入るべきでないという意見の中ですから、総合計画の中で委員になってみて話したいこともありますけれども、そういったところに入るべきではないというふうなことがありますので、この場で、ひとつ申し上げておきたいと思えますけれども。

もう4、5年ぐらい前からずっとですね、私は、道の駅につきまして、議会の中で質問をし、そして具体的に視察に行ったりというふうなことをやってまいりました。その中で、少し経過が違ってきた方向もございますけれども、JAのはちきんの役員も、私やっております、はちきんが建てかえるというふうな計画がございます。それには大変な費用がかかってですね、もう少し大きいものを、というふうなことがあって、どんどん計画が膨れまして、1億を超すような予算が計上されているということがあったんで、なかなかJAもそれに、よう踏み切らないというふうな経過がございました。前町長に、こういうことを申し上げていたときに、榎並谷町長、前町長は、JAの伊藤組合長に直接会っていただいて、お話しもしたことがあるようでございます。

そのときには、悪い受け答えではなくて、そこそこなお話しができたそうですけれども、全体的に、結果ということを上げますと、最終的には、榎並谷町長は、道の駅はやらない。いわゆる国、県を巻き込んだ道の駅というのはやらないという結論を出されて、桜座の横に、町の駅みたいな小っちゃいものから始めたらどうや、というのが、もう最終結論でございました。

ただ、そのはちきんの店の経過、そして産業振興を高らかに掲げ的过程中で、道の駅がもしできるならば、大変な、佐川町にとっても、町外から外貨を稼ぐ場所にもなろうかと思えますし、そして農業振興にもつながっていく直販店もできるし、といったメリットもある。

さらには雇用の場ということで何十人もの人が働ける場もできるん

ではないかと思えますし、さらには、三坂峠のトンネルが開通したり、494の須崎の道が、どんどん大きくなっている。そして、いのの西バイパスも整備がされようとしている。そういった条件の中で、高知市から三坂までには大きい道の駅っていうのは、ない。今度、日高に改良されているようでございますけれども、あそこも余り大きくはない、こんなことから非常に大きいものを建てればですね、佐川町にとっても、非常に有利になるというふうに思っておりますし、町長の公約の中にも道の駅っていうものを少し書いてたというふうに思われますけれども、そのへんにつきましての意見があれば、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。後援会活動、私の個人の後援会の活動のリーフレットには、道の駅のことに関しては、記載はしてありましたが、選挙期間の法定文書の中で記載してあったかどうか、ちょっと今ははっきりと覚えておりません。もし、後援会のリーフレットでしたら、記載はしてありましたので、そのことに関しては、質問に対してお答えをします。

個人的に、道の駅、佐川町についてということに関しては、検討はしていきたいというふうには考えます。大きなものをつくったからいいということではありませんけれども、やはり、つくるのが目的であってはいけないというふうに考えます。その、できたものを、いかに町中の人々が、どのように生かして使うか、まず、佐川町の人たちが、しっかりと活用する、広がりを持てる、そういう施設である必要は、道の駅としては大切なコンセプトじゃないかなあというふうに考えます。

今後2年間、総合計画を策定する中で、町の農家の方、JAのみなさん、といろいろな話を聞きながら、町として、道の駅を整備したほうが、今後のまちの産業振興にもつながるなということを実感して、そういう声が大きければですね、また、前向きに検討はしたいなあというふうに思います。以上です。

8番（中村卓司君）

新しい事業を、始めるについては、やはり勝算がないと、なかなか始めにくい、勝算を計算するためには、多くの知識、知恵を集めて、勝算があるかどうかを決定する、ただのかけではいけないというふうに思っています。

ただ、事業をやるが上について、いいという方向になれば、10年、20年、50年の、もっと言えば100年計画の中で、計画を進めていくべきだと思います。いつも、私この場で言うことなんですけど、例えば、給食センターできましたよね、今、ここに見える給食センターありますけども、私たちが一生懸命運動をして、私も含めて、給食センターができました。けれども、議会の途中で「あ、しまったな」ということで、なぜかという、佐川の中学校は建ちかえができる、ということで、給食センター、ちょっと待ってくれよ、という、逆に私は、自分の意見の中から申し上げました。後ろからはヤジを飛ばされまして、「おまえが始めたんじゃないか、何を言ゆうが」って言われましたけども、「あ、しまったな」という反省があれば、言うべきだろうと思うて、そういう発言をしました。

というのは、給食センターをちょっと待っていただいて、中学校の横に給食センターを建てれば、そうすると、配送が要らなくなる。中学校、ひよっとすると黒岩なり、尾川なりが統合して、中学校に全部集まった、そうすると、給食センターは運ばなくていいんではないかということも考えられた。

大方のラグビー場に、国体が行われたときに、5つの合併の中学校をこしらえて、そこのグラウンドを、国体が終わった後に使ってる。そういったような計画を、道の駅っていうことに関連をして申し上げますと、そういった、さすがに、「あ、これでよかったんだなあ。50年、100年よかったんだなあ」そういうことになりますと、図書館の建ちかえ、それから青山文庫の問題とか、町長は、青山文庫はもうそのままにおきますよということをおっしゃっていただきましたけども、もし、いけんということになれば、図書館併用の青山文庫あり、それプラス道の駅もありかな、というふうな構想の中から全てが順調に、一石二鳥、三鳥になるような形ですね、計画をつくっていくべきだというふうに思っています。

具体的に進むのは、JAなり、農家なりの賛同を得てからという意見がありましたので、そういう意見を収集できるような状態を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

そういうな方向で進んでいくようなことをしていただけますでしょうかという質問です。

町長（堀見和道君）

中村議員の質問ですと、全ての可能性を排除せず、検討を進める

べきだというふうに理解をさせていただきました。事業を取り組む上で、その姿勢も大事だと思います。ですが、やはり、判断、決断をしないといけないことが、個別の要素が強くて、全てを1つに統合することができないっていう判断も、中には出てくると思いますので、それは、しっかりと見きわめをしながら、その持っている施設の性質、事業性なのか、事業性でないのか、その取り組みの際も含めて考慮して、今後、取り組みを考えていきたいと考えます。以上です。

8 番（中村卓司君）

そのことも大事ながですけども、私の質問がちょっと悪かったんですけど、道の駅っていう、関する意味で、可能性はあるかないかということの研究する段階で、そのJAとのお話し合いができていくものかどうかというものを、お考えあるかどうかを質問をいたしましたんで、そのお考えがあるかどうかを聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

一度お答えさせていただいておりますので繰り返しになりますけども、JAの皆さんや農家の皆さん、町内の皆さんの意見を聞きながら、あり方について検討を進めて行きたい、検討をしたいと考えます。以上です。

8 番（中村卓司君）

それが、お答えだというふうに、こっち、実感しませんでしたので、ぜひですね、その触手を、行政のほうから触手というか、ドアは、行政のほうから、こうノックをしていただいて、そういう機会をまたつくっていただきたいというふうに思っておりますけど、私のほうからお願いをしておきたいと思います。

それからJAなり、農家のほうからも、行政のドアをたたくかもわかりませんので、気持ちよくドアをあけていただくようお願いをしておきたいと思います。

それでは、この質問は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、5番目の、公僕としての行政に対する取り組み、ちょっと質問だけ、偉そうに聞こえるかもわかりませんが、辞書を引いてみますと、公僕っていうものは、行政、役場、市役所の職員を直接指す言葉というふうに書いてありましたので、こういう言葉を引用させていただいたんですけど、いわゆる、そういう行政

の皆さんにですね、いわゆる地域社会への貢献ということで、町長は、挨拶をなさいますとか、いろいろなことのアプローチを一生懸命してると思うんですけど、具体的に、こういったことで進めていくよというふうなことがあればですね、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをします。挨拶、もしくは挨拶運動というものに関しては、こういうふうにしていくよ。こうするぞっていう命令系ではうまくいかないというふうに考えております。今、役場の中では、私がみずから率先をして、挨拶をする行動を示して、皆さんの取り組みを助長していきたい、そういう機運を高めていきたい。その取り組みを地道に継続をしていきたいと考えております。以上です。

8番（中村卓司君）

この間、私の経験ですけれども、昼休みの時間に、住民票がほしくてですね、私が役場へ来ました。実に、よい対応をしていただきまして、職員のほうから、みずから声をかけていただいて、「中村さん」ま、名前は知ってたんでしょうから「中村さん、きょうは何の御用事ですか」と、「実はこうこうなのがほしいんですが」「わかりました」と、笑顔ではきはきと答えてですね、「わあ、変わったな」と、余りその方ともお話しは、こう心からお話しする機会が少なかったんですけれども、「あ、この職員、変わったなあ。よく、挨拶ができるようになったなあ」というふうに思いました。そこで、町長が、何らかのアクションを起こしながら、職員の皆さんも、そのことに対して答える意味もあってやってるのかなあというふうに思いましたんで、ああ町長は、榎並谷さんのことを悪う言うわけじゃないですけども、町長が変わったらずいぶん変わるもんだなあというふうに思いましたので、何らかのアプローチをしてるかなあというふうに思いまして、聞かせてもらったんですけども、みずからが挨拶をすることのみをしてるというふうなことでございますが、ある意味でですね、私も、先ほど言ったように、サラリーマン生活をしておりました。それから堀見町長も会社経営をしておりましたんで、そういう意味ではですね、その職員さんの態度というものはですね、かなりの面で厳しいものを持ってたと思います。

私も一応、会社のおきには部下がおりましたので、いつも申し上げたことがあります。それは、女の方は女優になれ、男は俳優にな

れ、といつも申し上げておりました。

それは、どういう意味かという、職場で給料をもらいながら働くということは、お客様がおり、相手様に悪いイメージは決して与えてはならない、本人がどんなにしんどかっても、相手様に女優のごとく立ち振る舞え、あの子を嫁にもraitたい、あの子を婿にもraitたい、それぐらいできるような女優、男優になりなさいということで、いつも言葉で話しかけていました。私自身もそのつもりで対応はしておりましたけれども、そういった意味で、役場職員というものは、サービス企業としての最先端をいってる職場だと思いますから、そういうふうなですね、教育っていうたら申しわけないですけども、そういった内容の職員さんであるようなですね、働きかけもですね、私はしてほしいと。

いや、先ほど言ったように、私の経験では、ずいぶん挨拶していただきましたので、きっとそういう教育が、教育というかそういうアプローチができていくというふうに思っていますが、もう一度、町長、私の意見に対して、同じ答えでもかまいません、私みずからやりゆう、これからこうしたい、ことがあればですね、聞かせていただきたいと思ひます。

町長（堀見和道君）

お答えします。いろいろ貴重な御提案ありがとうございました。私、不器用でして、余りクリエイティブなことができないこともありますけども、参考にして取り入れてみたいなあと思ひます。

私自身は、やはり、みずから率先をして、挨拶運動、挨拶を声かけをしていくということ、そのこととあわせて、やはり職員が伸び伸びと仕事をでき、町民の皆さんを向いて仕事ができる、そういう雰囲気、そういう空気、職場の中で伸びやかに仕事ができる環境づくり、それが大事だなと、それができれば、また挨拶にもつながっていくんじゃないかと考えておりますので、地道な取り組みになりますけども、しつこく、じわじわとやっていきたいと考えております。

8番（中村卓司君）

ぜひ、地道な作業だと思いますけれども、佐川町でも町長がかわったんで、ちょっとしたことでも、あ、町長がかわったけ、今橋さんの質問ではないんですけれども、防災無線での、子供たちが帰るのを子供たちの声で言うのは、あれ町長がやらしたがやないろうかみたいな、いい方向なら全てそういう方向にかわっていきゆうの

が、町の風でございますから、ぜひですね、そのことも前向きに捉えていただくようお願いをしておきたいというふうに思っています。

最後にですね、先ほど言った職員さんの挨拶ということも含めてですね、町民全体に、挨拶運動というものを普及していくというふうなことになるれば、職員さんも、そういう意味での頑張りも出てこようかと思うんですが、これは、教育長に聞いたほうがええんじゃないかな。

挨拶運動というのは、自分たちとこで、私たちが教育委員会の中の組織にあったときにですね、挨拶運動というのもやりまして、辻、辻に立って交通安全と同時にですね、メンバーが「おはようございます」というようなことを、朝やった時期もありました。そういうことをやりますと「あ、挨拶のおんちゃんや」ということで、その日立っていると、向こうから、みずから声をかけてくれるということがあったんですけども、最近はそういう声も、運動もないように思いますけれども、そういった啓蒙活動というのは、やっていただいたらどうかというに思いますけれども、教育長、突然振ってすみませんが、どういうお考えがあるか、聞かせていただきたいとします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学校中心とした挨拶運動ということで、答弁をさせていただきます。佐川町には、PTAの組織がございます。佐川町PTA連合会の活動方針におきまして、地域と学校の連携活動の推進として、地域ぐるみの挨拶運動を掲げて、PTA活動を行っていただいております。これに連動する形で各小中学校でも挨拶運動に取り組んでおります。

具体例を少し申し上げますと、佐川小学校では、まず、毎週金曜日の生徒集会の際に、企画委員会の児童8人が、体育館の入り口に立って、入場する児童全員と挨拶を交わす、また、各学期に1回、挨拶週間を設けて、児童が校門に立って、全員と挨拶を交わす挨拶運動などを行っております。

また、佐川中学校でも、生徒会が挨拶週間を設けて挨拶運動を行うとともに、毎月第3木曜日には、佐川高校、佐川中学校の生徒会と、佐川中学校の幸せクラブが連携して、佐川小学校と斗賀野小学校の校門に立ちまして、交通安全運動を兼ねて挨拶運動を行っております。

このようなPTAや各小中学校の取り組みを通じまして、子供たちの挨拶の習慣化に努めておるという状況でございます。以上でございます。

8番（中村卓司君）

子供たちには、そういうふうなことをやってるということでございますが、それを少し幅を広めて、大人の皆さんにもですよ、参加ができるような、参加していただくような挨拶運動、日本一挨拶ができる町みたいな形ですね、大人の方にもそういった運動が広がらないかなあという思いがありますけども、町長、どうでしょう、そういう大人の方にもですね、やれるような運動というのを展開できませんかね。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。御質問にお答えさせていただきます。こういう運動というのはですね、行政が主導をして「やりましょう」って始めると、やられた感が後に残って、余り広がりが実を結んでいかないというふうに、私は考えます。

私から御提案です。ですから、中村議員みずから先頭に立って、この町中に挨拶運動を、じわじわと起こしていただければ、日本一の、もちろんいい挨拶ができる町になるんじゃないかなあ。

今、中村議員のお名前を言わせていただきましたけども、一人一人が挨拶をしていこう、気持ちのいい挨拶をしよう、中村議員のように前向きな方が、隣の人に少しずつ伝播をしていくことで、広がっていくと思います。行政主導で、こうしよう、ああしよう、ではなくて、ほんとの運動の広がりを、この佐川町で体現をしていきたい。私はそう考えます。ぜひ、中村議員には、先頭に立って、挨拶運動隊長として町を引っ張っていただければありがたいと、そのように御提案させていただきます。よろしくお願いします。

8番（中村卓司君）

せっかくの御指名をいただきましたので、そういう形ですね、あすから、あすと言わずきょうからですね、頑張っていきたいと思えます。

議会の質問の中で、そういった発言をしていただいたのは、堀見町長だけでございまして、何とか逆質問じゃあ言うて怒った人もおりますが、決して私は思いません。指名をいただいたおかげですね、きょうから頑張っていきたいと思えますし、多分、私1人に声を

かけたのではなくて、残りの議員にも「やれよ」というふうな形だったというに理解をさせていただいて、とりあえず、私自身は、御指名をいただきましたので、きょうから頑張っていますね、挨拶運動の先端に立ちたいと思いますし、確かに、行政がやれというふうなことは、残りませんよね。

この間も、少し話が飛びますけれども、地元のかるたをつくったらええというふうな話を教育長としましたけれども、なかなか話が進んでおりませんので、少し個人的にですね、触手を伸ばして、作り方の方法なんかも勉強してまいりました。そのことをですね、町民の皆さんを巻き込んで、もう自分たちでやろうかなという思いも少ししておりますので、すねて自分たちだけでやるということではなくって、先ほど町長が言ったように、行政主導でやると、なかなかそれが後に残らないということも、私も実感はしておりますから、町民みずから動くということが大事だというふうに思っていますから、そういう意味でも自分でですね、みずからが頑張っていきたいというふうに思っております。ぜひ、よろしく願いしておきたいと思っております。

以上でですね、全ての質問が終わりました。御丁寧なお答えをいただきまして、ほんとにありがとうございます。私自身も頑張っていますけど、行政の皆さんもですね、年度の初め、幸せな町民が佐川町に、どんどん増えていって、にこやかに町民が笑顔で笑えるような町をつくっていきたいと思っておりますので、お互いに頑張りたいと思っております。よろしく願いします。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定をいたしました。

次の会議を11日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後 4 時 45 分